

令和8年第2回大木町議会定例会会議録（第3号）

1. 招集年月日 令和8年3月17日（火） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1 番	山 田 貴 大	2 番	徳 永 卓 也
3 番	益 田 富 啓	5 番	深 町 敏 生
6 番	田 中 一 成	8 番	原 田 勝
9 番	古 賀 靖 子	10 番	益 田 隆 一
11 番	古 賀 知 文	12 番	中 島 宗 昭
13 番	中 島 和 正		

4. 欠席議員 なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	広 松 栄 治	健康課長	中 尾 実世子
副町長	長 瀬 光 市	福祉課長	杉 美輝代
教育長	徳 永 裕	建設水道課長	野 田 順 克
総務課長	池 末 行 成	産業振興課長	野 田 昌 志
会計課長	山 口 龍 也	農業委員会事務局長	鶴 岡 寛 士
企画財政課長	川 村 九州生	環境課長	荒 巻 尊 己
地域づくり課長	田 中 美和子	こども未来課長	的 場 哲 也
税務町民課長	久良木 晃 秀		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 中村 和也

7. 議案の題目

①一般質問

8. 議事

○議長

皆さんおはようございます。

令和7年3月定例会、本日は3日目を迎えます。

本日は一般質問を行います。

一般質問は、町民の皆様の声を反映し、町政に対する疑問や提案を共有する重要な機会であります。議論を通して、行政と議会が一丸となり、よりよい町政運営を目指して参りたいと考えております。

本日は5名の方が登壇されます。

活発な議論の展開を期待するものであります。

ただいまの出席議員11名。

したがって、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、第2回定例会3日目を開会します。

また、本日は、堤代表監査委員に出席をお願いしております。

一般質問を行います。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

3番益田富啓議員の一般質問を許します。益田富啓議員。

○益田富啓議員

3番益田富啓です。

議長の許可を得ましたので今から質問をさせていただきます。

今回は配食サービスについて質問を行います。

現在、本町では65歳以上のひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみ

の世帯、及び重度心身障害者のうち、調理が困難な方を対象に、昼食を低額で提供し、健全な食生活の確保と安否確認を行う配食サービス事業が実施されています。

本事業はこれまで随意契約により大木町社会福祉協議会に委託され、町内の福祉施設や飲食店で調理を行い、町内の高齢者が配達を担う仕組みにより、地域に根差した形で運営されてきました。また昨年度は、介護食への対応を目的として、町外事業者1社を加え事業が実施されておりました。

しかしながら本事業については、令和8年度から3年間の業務委託に係る公募型プロポーザルが本年1月に実施され、3月2日に受託事業者が決定されているところです。

委託方法や運営体制が大きく見直されることにより、利用者サービスや地域との関わり方への影響も想定されるところであります。

そこで事業の安定的な継続と利用者サービスサービスの向上の観点から、以下4点についてお尋ねいたします。

まず1点目、公募型プロポーザル方式による、事業者選定へ切替えた理由についてお尋ねします。

2点目、委託事業者を1事業者とした考え方についてお答えください。

3点目、夕食提供や土日対応などサービス拡充については検討されたのか、お尋ねしたいと思います。

4点目、高齢者世帯以外にも、支援を必要とする、在宅介護世帯やひとり親世帯への対象の拡充について、今後検討する考えはな

いのかお尋ねしたいと思います。以上4点お願いします。

○議長

答弁を許します。杉福祉課長。

○福祉課長

3番益田富啓議員の一般質問にお答えします。

本事業は、ひとり暮らしの高齢者世帯や重度心身障害のある方など、食事の確保が困難な方々を対象としております。

栄養バランスのとれた食事を定額で提供するとともに、配達時の安否確認を行うことで、住みなれた自宅で安心して生活を継続していただくことを目的としております。

現在の利用状況は、高齢者のみの世帯等、対象となる約1300世帯のうち、利用世帯数は約50世帯程度となっております。

利用形態は、毎日の御利用のほか、デイサービスを利用しない日の週数回利用、あるいは退院直後等の一定期間に限定した理由など、個々の体調や生活状況に合わせて柔軟に活用されております。

利用に至る経緯としましては、民生児童委員やケアマネジャーといった、専門職からのつなぎによるものや、啓発チラシ等の周知活動を通じて、制度を知った御本人、御家族からの申請となっております。

申請があった際には、対象者への聞き取りを通じて、身体状況や生活環境、世帯状況などを総合的に勘案しております。

御自身での買物や調理が困難で、食事の確保とともに、健康管理や安否確認が必要とされ、必要と判断される世帯に対し、適切にサービスを提供しているところでございます。

それでは、一つ目の公募型プロポーザル方式へ切替えた理由についてお答えします。

これまで本事業は、大木町社会福祉協議会への委託を中心に、町内の福祉施設や飲食店と連携した上で、地域に根差した形により実施されてきたところです。

また、健康管理の面では、栄養改善の視点から、民間の配食業者を活用した治療食等も提供してまいりました。

社会福祉協議会をはじめ、これまで事業に関わっていただいた皆様には、本町の高齢者等福祉の推進に大きく御尽力頂いてきたものと認識しております。

そのような中、昨年11月頃これまで調理を委託していた3事業者のうち2事業者から、事業の撤退等により、次年度の契約継続は困難であるとの報告を受けました。

町といたしましては、配食サービスを滞りなく継続させるため、直ちに普通職及び治療職等の新たな業者選定の準備に着手したところでございます。

このことから、令和8年度からの業務委託につきましては、今後の安定的な事業運営やサービス水準の確保を図る観点から、普通職及び治療職等を一括して提供できる体制を重視し、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行ったものであります。

配食は単なる食事提供にとどまらず、健康管理や配達時の安否確

認など、高齢者等の見守り機能も担う重要な福祉サービスであります。

近年は高齢化の進展に伴い、利用者のニーズも多様化しており、事業の継続性やサービスの質を安定的に確保していくことが重要となっております。

そのため、価格のみでなく、事業の実施体制、治療食等を含む食事の提供体制や衛生管理、見守り体制と、今後のサービス向上に向けた提案などを総合的に評価することができる方式として、公募型プロポーザル方式を採用したものであります。

この方式により、公平性、透明性を確保しながら、より適切な事業者を選定できているものと考えております。

次に、二つ目の、委託事業者を1事業者とした考え方についてお答えいたします。

配食サービスは、食事の品質管理、衛生管理、さらには配達時の見守り体制など、利用者の安全や生活に直接関わる業務であります。

そのため、事業の責任体制を明確にし、調理から配送までを一体的に管理できる体制を重視し、今回の委託においては、1事業者による運営体制としたところであります。

また、1事業者によるリスクへの懸念につきましては、選定に当たったプロポーザル審査において、災害や事故などの不測の事態にも迅速に対応でき、配送や見守り業務を継続できるリスク管理能力を重要な評価項目として審査いたしました。

今後の事業運営につきましては、利用者サービスの状況等も含

め、臨時、随時検証を行いながら、必要に応じて運営の在り方を協議してまいります。

続いて、三つ目の給食提供や土日対応などサービス拡充についてお答えします。

配食サービスの拡充につきましては、利用者の生活実態やニーズを踏まえながら、検討すべき課題であると認識しております。

一方で、給食提供や土日対応などを実施する場合には、調理体制や配送体制の確保、事業費の増加などの課題もあることから、現在の利用状況やニーズ、費用対効果などを総合的に勘案する必要があります。

まずは、今回の新たな事業体制のもとで、安定的な事業運営を確保するとともに、利用状況や要望などを把握しながら、今後のサービスの在り方について模索してまいりたいと考えております。

次に、四つ目の高齢者世帯以外にも、在宅介護やひとり親世帯への対象拡充についてお答えいたします。

本町の配食サービスは、高齢者等福祉施策の一環として、自力での食生活の維持や安否確認が困難な高齢者、障害者を支えることを本来の目的としております。

議員御指摘のとおり、在宅介護世帯やひとり親世帯など、多様な食事支援のニーズがあることは認識しております。

しかしながら、他自治体の動向を見ましても、限られた財源の中で、真に支援を必要とする方へ重点化するため、対象範囲等縮小を精査する傾向にあります。

本町におきまして対象拡大は、本来の事業目的との整合性や、将

来的な財政負担の増大、また、ほかの専門的な福祉施策との役割分担などの面から、慎重な検討が必要であると考えております。今後につきましても、他市町の状況や、地域の実情を注視しつつ、限られた財源の中で、真に支援を必要とする方へ必要なサービスが届くよう、関係部署等と連携し、持続可能で、実効性の高い見守り体制の運用に努めてまいります。以上で、3番益田富啓議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長

1、公募型プロポーザル方式による事業者選定切替えた理由についての再質問ありますか。はい。益田富啓議員。

○益田富啓議員

配食サービスは単に食事を届ける事業ではないということは、もう先ほど申されたとおりです。

配達時の声かけや安否確認を通じて、高齢者を地域で守る、重要な福祉サービスでございます。

同時に町内の事業者が関わることで、地域経済を支える役割も担ってきておりました。

つまりこの事業は、福祉だけではなく、地域経済や地域のつながりを支える事業であったと私は考えております。

そのような事業であるからこそ制度の運営方法を見直す際には、地域との十分な情報共有や、検討の時間を確保しながら進めることが重要であったのではないのでしょうか。

今回の答弁では、昨年11月頃に事業者から撤退の報告を受けて、その後新たな事業者選定の準備に着手されたとのことでした。

時間的な制約があったことは理解いたします。

しかしそれであるならば、なおさら、それまで事業を支えていただいた関係者や、利用者の意見を踏まえながら、今後の在り方について協議する場を設けるべきではなかったのかと感じております。

ここでちょっと事例の紹介をさせていただきたいと思います。

タブレットのほう、会議を開催しておりますので御覧頂きたいと思います。

これは、愛知県の高浜市の高齢者配食サービスの事例でございます。

高浜市では、65歳以上のひとり暮らし高齢者や、高齢者の夫婦世帯を対象に、社会福祉協議会を通じて配食サービスを実施しています。

この事業では、市内の飲食店10店舗が協力し、和食、洋食、中華などのメニューの中から、利用者が自由に夕食を選んで注文できる仕組みになっております。

また配達時には安否確認も行われており、高齢者の見守り体制としても機能しております。

まず1ページから3ページ、これは広報高浜の記事でございます。

下のほうに店舗の方たちの取組の紹介等も載っておりますが、この店舗では、食事の高齢者の方にバランスよく栄養取っていただ

けるように、野菜や煮物を付け合わせとしているというようなことでいろんな工夫もされているところです。

次のページについては、弁当を配達している方のお話も載っております。

手渡しするときの様子とか、体の状態を確認して、心配するときには社会福祉協議会に連絡するというような形です。

さらにその下には、また別の店舗ですけど、時間がたってもおいしく食べられるように工夫をされているというようなことが紹介されております。

市内飲食店の皆さんが高齢者の健康を意識しながら、取り組まれている様子がうかがえます。

さらに4ページを御覧頂きますと、これは先ほどの夕食では、町内の飲食店の方たちの協力を得て、配食サービスを実施されているということでしたが、昼食についても社会福祉協議会の職員とか、ボランティアの皆さんが協力して手作り弁当や総菜づくりに取り組まれているということが載っております。

このように、地域の事業者や住民の方が関わりながら、高齢者を支える仕組みが構築されておりまして、地域包括ケアや地域経済、さらにはまちづくりの観点からも、参考になる事例であるというふうに考えます。

そこで2回目の質問ですが、今回これまで調理をされていた3事業者のうち2事業者が、11月頃事業撤退の報告をされたということで、お話がありましたが撤退の主な理由は何だったのか。

この物価高の時代に、もう全然採算が合わなくなったということ

も考えられますし、人員の確保についても苦労されているんじゃないかと。

さらには配達の社会福祉協議会のほうが配達員の手配をされておりましたけど調整がうまくいかなかったのかもしれない。

そういうことを考えますと、何が理由だったのかということを踏まえながら、次の展開を考える必要があるんじゃないかというふうに考えますので、その点について教えていただきたいと思います。

また町内の飲食店とか、関係団体など、町内の事業者が関わる仕組みについては、今回のプロポーザルに移行されるに当たって検討はされたのか、あわせてお答え頂きたいと思います。

○議長

はい。答弁を許します。福祉課長。

○福祉課長

益田富啓議員の再質問にお答えします。

これまで担っていただいた社会福祉協議会につきましては、これまで本町の配食サービス事業において中心的な役割を担っていただき、地域福祉の推進に大きく貢献していただいたものと認識しております。感謝申し上げます。

今回の体制変更は、調理業者の事業撤退という緊急事態ですが、内容としましては、やはり人員の確保ですとか、採算性の問題等と聞いております。

そういった緊急事態に対しまして、安定的な食事供給、治療食を含む分を確保するための手段の変更でございました。

事業者選定につきましては、町内の業者にも門戸を広げましたが、残念ながら応募がありませんでした。

そのため、治療食まで一括して安定供給できる実績のある事業者を選定した次第でございます。

地域での見守りや支え合いにつきましては、これまで配達を担ってこられた旧シルバー人材の方々にも、新しい事業所でも引き続き働いていただけるよう進めておりますので、地域の目による見守りは、これまでどおり継続される予定でございます。

その上で、食事の提供は専門業者、そこで見つかった生活課題等につきましては、その対応につきましては地域福祉のプロである社会福祉協議会や、専門職のケアマネジャー等と連携することで、食のセーフティーネットを築いてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長

3回目の質問ございますか。はい。益田富啓議員。

○益田富啓議員

今回についてはですね撤退の理由自体が遅くにしかは把握できなかったというようなことですので、やむを得ない部分もあると思いますが、今回、プロポーザル方式で、町内の事業者の方に門戸を広げておるといような回答でありましたけど、門戸を広げる

ということ、参加しやすい体制をつくる、育成していくというような観点は若干意味合いが違うのかなというふうに私自身は感じております。

町内事業者は当然、小規模でやられておりますので、そこで配達の業務まで担うということは非常に厳しい状況かなというふうに思いますので、そこをカバーする意味で社会福祉協議会が連携して行っていたと感じております。

委託をされておりますので、事業者の責任と言えばそれまでなんですが、やはり委託されている町側としては、その状況について、やはり連絡を密にしながら、できるだけそういう変化があるときには、早く把握して体制を整えられるようにしておくことが重要ではなかったのかと感じておるところでございます。

今回の事業については冒頭の答弁では、現在の利用状況についても御報告ありました。

対象世帯約1300世帯ある中で、利用世帯は今のところまだ50世帯程度、割合としては3.8%程度で非常に少ないと。

ただし、対象世帯がそれだけ大きいということになりますと、これから増えてくる可能性もあるというふうに考えます。

令和6年度の実績についてもプロポーザルの資料の中に載っております。

実績では総食数は、令和6年度で7685食ということで、1食750円で計算しますと、600万円程度の事業です。

今のところ、小さい事業なので、何でそんなに目くじら立てているんだというような御意見もあるでしょうけど、一方で今後高齢

化が進展して、利用世帯が増えていく可能性もあるんじゃないでしょうか。

そうした点を踏まえると、この事業を福祉だけでなく、地域経済やまちづくりの視点から捉えるということも重要ではないのかということをお願いしたいと思っています。

今回のプロポーザル、実施に当たっては、町内の飲食店や事業者に対して単に参加資格を設けるというだけではなくて、実際に参入しやすいような仕組みづくりとか、事業者の育成の視点も重要だったんじゃないかというふうに疑問を感じております。

先ほど申し上げましたが、配食サービスは単に食事を届ける事業ではなくて、高齢者の安否確認という重要な役割を担っている地域福祉事業でございます。

特に日常的な高齢者の状況を把握している社会福祉協議会が関わることでその機能が支えられていたというふうに認識をしております。

先ほど、これまで配達を行われておった高齢者の方については、継続して配達業務を担われるというようなお話もありましたが、これが継続して行われる保証はどこにもありませんし、地域での見守り体制をつくっていくという意味からすると、単なる配達サービスになっていくんじゃないかと不安に感じておりました、何かこう、きちんと関わりを持った配達の仕組みが必要ではないかなと考えております。

この配食サービスが持つ安否確認とか地域の福祉事業をきちんと確保していく意味で、先ほどは社会福祉協議会と連携をとって

くというようなお話もありましたが、具体的にどのような連携になるのか。

連携をとるといっても、体制がきちんと事前に確認をされておかないと、何か事態が起きたときに、うまくいかないんじゃないかという不安がありますので、社会福祉協議会を含んだ連携体制をどういうふうに考えられているのか、お尋ねします。

○議長

答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長

益田議員の再質問にお答えいたします。

社会福祉協議会はこれまで配食サービスの委託を受託していただいたところでございます。

高齢者の、困難な生活に支障を来している高齢者等の把握については、社会福祉協議会も把握しているところかと思っておりますので、今後も、新しい事業者になりましても、そういった事業のサービスを利用されている方々について、何か困り事もしくは安否確認等で、情報が必要な場合ですとか、そういった場合には、町と社会福祉協議会のほうで連携して、個別対応が必要な方についても、引き続き連携してまいる所存でございます。

○議長

次に、委託事業者を1事業者とした考え方についての再質問あり

ますか。はい。益田富啓議員。

○益田富啓議員

先ほどの社協等との連携、社協だけじゃなくて民生委員さんとかもですね、高齢者と関わる方たちの連携体制というのを事前にきちんととっておくということは非常に重要ですので、その点については迅速な対応がとれるように、話し合いをお願いしたいというふうに要望いたします。

それでは２点目の質問ですが、今回、調理から配送までを一体的に管理することで責任体制を明確にするため、１事業者に委託する形をとられたというような説明がございました。

確かに異物が混入したり、配達が遅れが生じたりしたときには、責任の所在が明確になるという利点は理解ができます。

しかし、役割分担とか、連絡体制を整理すれば、複数事業者による運営でも、十分に対応は可能ではないかというふうに思われます。

むしろ複数事業者になることで一定の競争意識が生まれ、サービスの質の向上とか、事業の柔軟性につながる面もあるんじゃないでしょうか。

そこで、資料の２を御覧頂きたいと思います。

近隣自治体の配食サービスの実施状況を調べてみました。

まず、大木町は月曜から金曜の昼食です。

１事業者に決まりまして、利用料金350円、補助金は、１食について400円出ています。

非常に手厚いサービスが行われています。

隣の大川市については、令和2年度で事業を終了されています。

市内の営業配食事業者がいっぱいあるので、一応紹介だけされているみたいで、9事業者がホームページに載ってありました。

1食当たりの単価としては500円から847円、補助金はありませんので、その実費を利用者が支払われている状況です。

お隣柳川市、これは一日1食、昼食または夕食、月曜から土曜日対応です。

これは町内の介護事業所とか、就労支援の事業所とか、宅配業者公社が登録をされています。

ここも、市からの補助については非課税世帯のみしかされていないということです、一般の方、それ以外の方については、通常料金を支払っておられる状況です。

筑後市、こちらについては月曜から日曜日まで夕食のみの対応となっています。これもプロポーザルを行われましたけど、3事業者に選定されています。

利用者の単価は400円で、市からの補助は1食について380円出ているというような状況です。

みやま市です。

みやま市も昼食、または夕食、月曜から土曜の対応ということになっています。

4事業者が登録されて、1食の利用料金は390円。

市からは330円補助が出ています。

八女市については3事業者、配食事業者2社と、社協が入りまし

て、エリア分けをされて取り組まれているというように聞いております。

1食当たり400円で、1食当たり610円から640円の補助が行われています。

全体を見てみますと、八女市がエリア分けをして委託しているほかは、どの自治体も複数の事業者を指定しておられまして、1事業者に絞っているのは本町だけでございます。

なお利用料金についてはですね本町が最も低く設定されておりまして、利用者にとっては手厚いサービスとなっている点は評価をすべきものと思います。

その一方で、今後の事業の安定性やサービスの多様性という観点からは、運営体制の在り方についても検討の余地があるのではないかと考えます。

そこでお尋ねをいたします。

今回1事業者とした理由を踏まえた上で、今後、委託事業者を複数とするなどの運営形態を検討していく考えはあるのか、お聞かせください。

○議長

はい、答弁を許します。福祉課長。

○福祉課長

益田議員の再質問にお答えいたします。

本事業は、食事の確保や、対応や安否確認という日常生活に関わ

る福祉サービスでございます。

本町のような規模において、1か所に集約することで配送ルート
を効率化し、その分を見守りの質の向上ですとか、そういったもの
につなげたいと考えております。

窓口と一本化することで、緊急時の連絡ミスを防ぎ、より確実な
対応が可能となっております。

まずはこの体制で安心安全な形にし、その上での、利用者の希望
に沿ったものにしていけるよう事業者と協議してまいりたいと考
えております。以上でございます。

○議長

3回目の質問ありますか。はい。益田富啓議員。

○益田富啓議員

事務処理上のやりやすいようにするためにというふうに聞こえて
ならないんですよね。

申し訳ないんですが、事務的に、手前サイドの体制を整えれば、
複数事業者での展開というのも可能になるんじゃないかなという
ふうに思います。

この複数の事業者を選定をすることは、利用者が選択肢を広げら
れるという利点だけではなくて、例えば食中毒の発生とか、事業
者側の事情によって、供給が停止する事態に備えるという意味合
いもあるんじゃないかと考えます。

先ほど、リスク管理能力を重要な評価項目として選定したという

ようなお話がありましたが、具体的に事業者側の事情により配食サービスの提供が停止するような場合を想定してどのような備えとか、代替体制を考えられているのか、お聞かせ頂ければと思います。

○議長

はい。答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長

益田議員の再々質問にお答えいたします。

選定審査においては、近隣市町村の拠点からの代替配送が可能か。

あるいは非常食の備蓄体制があるか、そういったものを評価させていただいております。

その点で災害ですとか事故ですとか、不測の事態にも迅速に対応できる配送や見守りの業務を継続できるという、リスク管理が確認できましたので、重要な評価項目として審査した結果でございます。

今後の事業運営につきましては、利用者サービスの状況等も含め、随時検証を行いながら、必要に応じて運営の在り方を協議してまいります。以上でございます。

○議長

続きまして夕食提供や土日対応などサービス拡充についての検討

はなされたのかについての再質問ありますか。益田富啓議員。

○益田富啓議員

リスク管理等については、重々注意して取り組まれるようお願いをしたいと思います。

それでは先ほど資料２で紹介しましたように、多くの自治体で夕食への対応がなされております。

現在独居高齢者の生活実態を踏まえますと、むしろ夕食時の配食サービスを希望する利用者が多いのではないかという指摘もございます。

先ほどの答弁では、利用状況や、要望などを把握しながら今後のサービスの在り方を模索していくと説明がございましたが、具体的な進め方がちょっとよく分かりませんでした。

そこでお尋ねをいたします。

利用者の生活実態とかニーズについてどのような方法で、把握されるおつもりなのか、また、把握したニーズをどの段階で事業内容に反映させていかれる考えなのか、具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長

答弁を許します。杉福祉課長。

○福祉課長

益田富啓議員の再質問にお答えいたします。

議員御提案の土日サービスの提供をについて、でございますが、現在は必要とされる方には民間業者の御紹介という形で対応をさせていただいております。

本事業で町が補助しているのはあくまでも、御自身での食事の確保が困難で、かつ安否確認を必要とする、という要件に該当する方々でございます。

一方で土日の食事ですとか夕食など、要件の枠外のニーズにつきましては、民間サービスの領域と考えております。

民間サービスのパンフレット配布や情報提供を丁寧に行っております。

利用者が数ある民間サービスの中から納得して選んで頂くことが選択肢を広げるという意味でも、適していると現段階では判断をしているところです。

今後も公費による福祉支援と、民間による選択の自由、そういった役割分担を明確にしつつ、困っている方が適切なサービスにつながるよう、情報提供に努める予定でございます。以上でございます。

○議長

3回目質問ありますか、益田富啓議員。

○益田富啓議員

現段階では、夕食については紹介をしていくというお話でしたが、選べるようにならないのかと思います。

他町では、昼食か夕食、どちらかを選べる形になっています。

高齢者の方も昼食はあんまり食べない、食べなくていいけど、夕食にきちんと食べたいという方もいらっしゃるんじゃないでしょうか。

さらに、土日の対応についても、メーカーサイドで対応しているところもあります。逆に、大手の事業者さんだからできることかもしれません。

そのメリットを生かしながら、サービス向上を図るということは、今後ぜひ考えていただきたいと思います。

回答は結構でございます。

○議長

それでは最後の支援を必要とする在宅介護世帯やひとり親世帯への対象拡充について、今後検討する考えはないかについての再質問ありますか。はい。益田富啓議員。

○益田富啓議員

高齢者のみならず、在宅で介護を行っている世帯、ひとり親世帯についても、日々の食事の準備は大きな負担になっているんじゃないかと思います。

手間の掛からない弁当とか総菜を利用しようしようとしても、どうしても油物とか、食中毒になりにくいような食材に絞られてきますし、そういうものがやっぱり一般的には出回っています。

さらに、価格の安いものが優先されてしまい、結果として栄養バ

ランスが後回しになってしまうという状況もあるんじゃないかと思います。

在宅介護世帯とかひとり親世帯でも、仕事から帰ってきて食事をつくらないといけない、その負担は大きく、たまの息抜きがやっぱり要るんじゃないかなと思います。

すべてを自己責任ということでとどめていいのかというのは、ちょっと検討する余地があるのではないのでしょうか。

先ほど言いましたように栄養バランスがやっぱり後回しになってしまう。こうした状況は、将来的な健康問題の要因になりかねないと思います。

確かに町の将来的な財政負担を考えれば、慎重に検討しなければならない課題であることは理解ができます。

しかし、本町が全世代型健康増進のまちを目指すのであれば、これは配食サービスに限らず、町民の健康を意識した食の供給体制について、より総合的な視点で考えていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで私から一つ提案があるんですが、これは9月の決算監査のときにも担当課のほうにはお話を差し上げた点ですが、これから議論が活発になってくるであろう学校給食センターの位置づけについての提案でございます。

現在、学校給食センターは、1992年、平成4年に建設されて、既に30年以上が経過しております。

また現在の衛生管理基準を満たしていないということもありまして、建て替えについての検討がこれから本格的に進められていく

というふうに伺っております。

しかし今後は少子高齢化がさらに進んで、学校給食の対象となる子どもの数は減少していくことが想定されます。

その一方で食の提供を必要とする高齢者等の数は、今後ますます増加してくるものと考えられます。

こうした将来の人口構造の変化を踏まえますと、学校給食だけでなくに特化した施設として整備するのではなくて、例えば、高齢者等への配食サービスへの対応とか、災害時の炊き出し機能なども含めて、地域全体の食を支える拠点としての役割を持たせるということも検討をすべきではないかというふうに考えます。

学校給食センターは本町における食の供給インフラとも言える重要な施設でございます。

今後の整備に当たっては、学校給食機能に加えて、配食機能や災害時の炊き出し機能なども含めた地域全体を支える食の支援体制、言わば総合的な食の拠点として整備するという考え方もあるんじゃないでしょうか。

そこで今後、学校給食センターの整備に当たり、学校給食機能に加えて地域の食を支える拠点としての役割を持たせることについて、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長

はい。答弁を許します。広松町長。

○町長

御質問ありがとうございます。

ちよつともともと通告なかったので、正確に答えることはできませんが、大変いい提案であったなというふうに思っています。

私の考え方も同じような考え方を持っておりますが、まだしかしながら町全体としてのまた合意形成が至っておりませんので、今日の御意見御提案については十分受け止めさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長

3回目の質問になりますけど。はい、益田富啓議員。

○益田富啓議員

町の中で合意形成がこれからということだというふうに思いますが、これは決算審査のときにもお話としては出しておりましたので、少しでも協議が進んでいるかなということを期待しまして、質問をさせていただきました。ぜひ検討をしていただければというふうに思います。

検討に当たっての考え方なんですが、学校給食センターの整備については、今現在、所管課を中心に検討されているというふうに思います。

しかし、仮に地域全体の食を支える拠点としての機能を持たせるのであれば、その内容は学校給食にとどまらず、高齢者福祉とか健康づくり、さらには災害時の対応とか、さらにはそこに持ち込む食材をどう考えていくのかという産業の問題まで、複数に渡っ

て考えることが必要になってくるものかなというふうに考えます。

そうした点を踏まえますと、現在の学校給食センターの所管課であるこども未来課だけで検討するのではなくて、関係部署が横断的に議論できる体制が必要ではないかなというふうに考えますが、今後そのような検討体制を設ける考えはあるのか、町長に改めてお尋ねします。

○議長

はい、答弁を求めます。広松町長。

○町長

再々質問ありがとうございます。

ちょっと学校給食に行くとは思っておりませんでしたので十分答えられるかどうか分かりませんが、しっかり答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず施政方針でも述べたように優先順位が必要であると述べさせていただきました。

益田議員から御指摘があったとおり、地球温暖化によります空調について、御指摘頂き、そっちのほうを優先させているという状況でございます。

そしてこども未来課だけの検討かということでございますが、益田議員こっちいらっしゃったんで、お分かりだと思いますが、経営戦略会議というものがございます。

その中で、ファシリティーマネジメント計画の中で、検討中ということで、今、進めさせていただいているところでございます。それともう1個決算審査というお話がありましたけれども、今回の予算審査もそうでございますが、私も呼んで頂ければ出てまいりますのでそういった重要項目については、いろいろと御議論をさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

それとちょっと最終答弁を準備しておりましたので、時間は大丈夫ですね。

福祉政策について少し述べさせていただきます。

福祉政策につきましては基本的な国の制度基盤として成り立っております。

高齢者福祉であれば、介護保険制度、障害福祉であれば、障害者総合支援制度に基づく、各種サービスの給付が中心となります。

また、個別具体の生活課題につきましては、大木町地域包括支援センターが相談窓口となり、状況に応じて、大木町社会福祉協議会や県など関係機関と連携しながら、生活支援や、福祉サービスにつなげていく仕組みで対応しているところでございます。

今回の御質問配食サービス、こちらのほうに飛んでくるかと思いましたがちょっとできていませんでしたが、こうした配食サービス、こうした生活支援の一つの形として位置づけられたものというふうに承知をしております。

その上で新年度予算につきましては、議会において御議論頂いたとおり、扶助費をはじめとする、社会保障関連経費につきまして

は、前年度と比較いたしまして10%を超える増額として予算を計上しているところでございます。

人口構造の変化に伴い高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援など、福祉分野の支出、先ほど益田議員が述べたとおり今後は増加していく見込みでございます。

その中で、町といたしましては、国の制度を基本としながら、地域包括支援センターや社会福祉協議会など関係機関と連携し、地域の支え合い地域扶助力ということで、総合計画のほうにも目標が上がっておりますが、そういったものを含めて生活支援体制を維持していくことが、重要であるというふうに考えております。

また地域におきましては、日頃から、民生委員、児童委員の皆様が住民に最も近い立場で、見守りや相談支援に御尽力を頂いております。

町の福祉施策が地域で機能していく上で、その役割は大変大きなものであり、この場をお借りしまして改めて深く敬意と感謝を申し上げます。

今回の御質問の配食サービスを含め、日常生活を支える支援につきましては、既存制度や地域資源を活用しながら、個々の状況に応じた支援につなげていくことが基本でございます。

今後も必要な方に必要な支援が届くような取組を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、議員各位の皆様また益田議員におかれましても、御理解をよろしくお願いいたします。

以上で答弁を終わります。

○議長

これで一応4項目とも質問を終わりましたけど、若干時間が残っています。配食事業全般について意見等あれば、益田富啓議員。

○益田富啓議員

まさしく国の支援体制に乗かって今町が福祉政策を展開しているという実態は、もうこれはそのとおりだというふうに思いますが、個々の状況をどのように細かく把握しておくかというのは非常に重要ではないかというふうに思いますので、今後、社協とか民生委員さん、区長さんたちとの連携体制を重要視して、地域扶助力を高めていくということに徹していただきたいと思います。ちょっと視点として申し上げたのは、今回配食サービス、ちっちゃな事業だと思うんですが、やはりそういうところにこそ、地域扶助力の根本を支えるような考え方というのが存在しているように感じます。

多くの人がこういう福祉事業に携わることによって、地域、お互いの支え合いの仕組みが育ってくると。

今回、今まで町内の飲食店さんの関わりがあったからこそ、地域で支えているという意識づけが育っていたんじゃないかなという、とらえ方を私自身しておりました。

それを育てていくこと自体がやっぱり地域浮上力にもつながってくるんじゃないかなというふうに思いますので、そういう視点も持って、取り組んで頂きたいなというふうに感じたところです。

さらに、学校給食センターについては、ちょっと話が飛んで申し

訳なかったんですが、単なる、施設の更新として捉えるのではなくて、地域全体の食を支える仕組みについて、考える契機としていただきたいなというふうに思ったところでございます。

町内の飲食店も含めてそうなんですが、町内の農業者、商業者、ほかにも、いろんなサービス、事業展開されているところありますけど、そういう人たちをどう巻き込みながら動くかということと、この学校給食センターをどのようにこの食の供給拠点として考えていくかということが、やっぱりつながってくるんじゃないかなというふうに思いましたのでその点について、ちょっと提案をさせていただいたところでございます。

今後、さらに、今現在農業もちょっと厳しい状況がありますし、地域全体の食を支える仕組みを考える、今回の学校給食センターの検討がその突破口になることを期待して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長

以上で、3番益田富啓議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開を10時45分といたします。

休憩	10時	27分
----	-----	-----

再開	10時	45分
----	-----	-----

○議長

再開します。

続いて、5番深町敏生議員の一般質問を許します。

二つの質問事項があるので一つずつ質問してください。

深町敏生議員。

○深町敏生議員

改めておはようございます。

議席番号5番深町敏生です。

議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

一般質問ちょっと入る前に私事ですけども昨年の9月3日の議会で一般質問をしている間に、意識がなくなりまして、その節は大変議場におられる皆様には、大変御心配と御迷惑をおかけしたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

ありがとうございました。

そしてまた町民の皆様にも本当に御心配、御迷惑をかけたということで、なお一層力を入れて頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは最初のこども支援のための応援宣言を発してはどうかという質問に入らせていただきます。

国は令和5年にこども基本法を制定しまして、趣旨は時代の社会を担うこどもが生涯にわたる人格形成の基礎築いて、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として、こども施策に取り組めるように、基本理念を定めて、国等で責務を明らかにしたというところであります。

このことから地方公共団体、においても、こどもの状況に応じた施策を策定したという、策定し、実施する責務を有することとなったということで、大木町も、令和7年度にこども計画を策定されております。

この大木町こども計画を踏まえまして、実は昨年11月に、文教厚生常任委員会では、子育て支援を学ぶために、岡山県の奈義町に視察に行っていました。

奈義町を少し紹介しますと、奈義町は、妊娠期から大学進学前まで、切れ目のない支援体制の充実を図っておられて、町長名によって、子育て応援宣言を宣言されております。

町民に対して、子育ての支援の安心感と心強さを約束をされております。

タブレットのほうを見ていただきますと、奈義町の子育て応援宣言の部分がみて頂けるかと思います。

これに基づいて昨年、視察に行ったときに、こういうパンフレットを頂きまして、この中にお母さんたちの、意見等が載せてありましたので、少しちょっと読まして紹介させていただきますと、奈義町全体に言えることですが、家庭だけでの子育てっていうよりは、町のみんなが子どもを見守ってくれて、子どものことを大切に考えてくれる町なんですと。

上の世代の方たちが町民の子育てにすごく協力的だから、私たちも末お世話になっている分、将来、子どもたちに同じようなことをしてあげたいなって思っていますと。

そういうお母さんの感想、それと、移住者はここが多いわけです

けども、移住してこられたお母さんの意見として、他の市町村だったら、1人だったり、2人、の子どもを育てるのがやっとだけれども、ここなら金銭的にも精神的にも余裕が生まれて、もう1人産んでも大丈夫そうだなって思えるそうです。

困っていたらすぐ助けてくれるし、制度も充実しているから、とにかく安心感が強いですねと、そういう、御感想を、このパンフレットの中に書かれております。

ここの奈義町の出生率が高い。

ことに対して、明治大学の鎌田准教授が調査をされております。なぜ出生率が高いかということの背景として、ここにも書いてありますが読ませていただきますと、充実した子育て支援とそれに対する住民の満足度の高さ、そして地域社会に対する安心感が関連していることが調査から明らかになりましたと。

また若い世代の転出や、人口減少が進む中で、出生数が維持されていることには、子育て世代の移住による影響が見られ、子育て支援と移住の好循環が、出生率の高さにつながっていると、そういうことを、このパンフレットで紹介を頂きました。

その結果私ども見てまいりますと伸び伸びとした子育ての環境、そしてお母さんたちは、子育ての合間にアルバイトなどで働く環境が進んで、そして子育てしやすい環境ということで、全国的にも極めて高い出生率や、子育ての満足度が高いというふうにお聞きをしております。

以上のことから、3点についてお伺いをいたします。

大木町子ども計画の実施及び子育て応援宣言の発信について町独

自のお考えがあるか、お尋ねをいたします。

2点目は、奈義町は子育て拠点施設として、奈義チャイルドホームを運営をされております。

その施設の入り口に、もう使わなくなったこども服とかチャイルドシートなどをリユースされてありました。

本町も子育て交流センターがございます。

そこの入り口など、まだ空きスペースがあるというふうに思っておりますが、そういうスペースや、環境プラザの一部を活用して、こども用品専用の流出をしてみてもどうかというお尋ねをさせていただきます。

3点目は、福岡県では、仕事と子育ての両立を支援する企業の取組を宣言する福岡県子育て応援宣言企業の登録制度を実施されております。

現在登録数は9244社でありますけども、本県においても企業で働く子育て世代への応援を通して、企業のイメージアップ、あるいは従業員のモチベーションアップ、などを目的として、町内の企業や働きかければ、町民、企業、行政の連携によるまち全体での子育て支援の輪が広がると思います。

そこで本町のこの応援宣言への企業の登録状況、周知の状況はどうなっているのか、お伺いをいたします。

以上3点よろしく願いいたします。

○議長

答弁を許します。的場こども未来課長。

○こども未来課長

5 番深町敏生議員の一般質問にお答えいたします。

まず一つ目の子ども支援のための応援宣言の発信についてお答えいたします。

国においては、令和 5 年にこども基本法が施行され、社会全体でこども施策を推進していくことが求められております。

本町におきましても、令和 7 年度に、大木町子ども計画第 3 期、おおきすこやかプランを策定し、子どもや子育て家庭を社会全体で支えていく取組を進めているところでございます。

議員御提案の子育て応援宣言のような取組は、子育てを社会全体で支える機運を高める上で、一定の意義があるものと認識しております。

本町といたしましては、まず、現在策定しておりますすこやかプランに基づく、施策を着実に進めるとともに、子育て世代が安心して暮らすことができる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

その上で、子育てを地域全体で支える機運の醸成につながる取組については、他自治体の事例なども参考にしながら研究し、子育て応援宣言のまちを目指してまいりたいと考えております。

次に、二つ目のリユースによる子育て支援についてお答えいたします。

議員の御提案のとおり、使わなくなったこども服や、おもちゃなどを次に必要とする方へ引き継ぐリユースの取組は、子育て家庭

の経済的負担の軽減につながるだけではなく、物を大切にする心を育む観点からも、大変意義深いものがあり、御提案に感謝申し上げます。

現在、本町におけるリユースの取組といたしましては、子育て交流センターにおいて年２回、お譲り会として実施しております。

また、大溝小学校や木佐木小学校の校区におきましては、ＰＴＡの皆様が主体となり、運動会や授業参観などの機会をとらえて、制服や体操服のリユースを年２回実施していただいております。加えて、大莞校区におきましても、地域活性化委員会において、今年から同様の取組が開始されると伺っており、地域ぐるみの子育て支援の形が着実に広がりつつあることを大変強く感じているところでございます。

こうした中で、現役世代のライフスタイルを踏まえますと、対面の取組に加え、インターネットを活用したリユースの仕組みも有効であると考えております。

本町におきましては、株式会社ジモティーとリユース活動の促進に向けた連携協定を締結し、捨てる前に譲るという選択肢を町民の皆様幅広く啓発するとともに、不用品のリユース促進に取り組んでいるところでございます。

こうした仕組みは子育て用品のリユースにも活用できるものであり、今後は、子育て世代の利便性向上の観点からも、オンラインの仕組みの活用や、情報発信について検討してまいりたいと考えております。

なお、議員から御提案のありました子育て交流センター入り口な

どのスペースの活用につきましては、スペースの制約もあることから、現在内部で検討しております西別館や役場周辺の今後の施設利用の在り方とあわせ整理し、今後の検討としたいと考えております。

また、本町が進めているリユース活動と、子育て支援の取組がより多くの町民の皆様に広がるよう、関係部署とも連携しながら、周知と利用促進を図り、子育て家庭を地域全体で支える環境づくりにつなげてまいりたいと考えております。

最後に、三つ目の企業と連携した子育て支援の推進についてお答えいたします。

企業が従業員の仕事と子育て両立支援に積極的に取り組むことは、町全体での子育て支援の輪を広げていく上で、極めて重要であると私どもも議員の考えに賛同しております。

御質問の現在の本町における福岡県子育て応援宣言企業の登録状況につきましては、福岡県労働政策課からの情報によりますと、本年2月現在で、町内19社の企業に、御登録を頂いております。そのうち、県のポータルサイト上において、取組内容が公開されている企業は6社となっております。

周知の状況と今後の対応につきましては、本町の公式ホームページ等の活用や商工会と連携し、周知を図っていき、この登録制度の意義やメリットを広く発信し、未登録の町内企業に対しても積極的な働きかけを行っていきたいと考えております。

以上で、5番深町敏生議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長

1、子育て応援宣言の発信についての再質問はありますか。

はい。深町議員。

○深町敏生議員

はい、ありがとうございます。

今回御紹介させていただきました岡山県奈義町では、平成24年、今から14年前にこの子育て応援宣言が発せられておりまして、その後令和5年にこどもまんなか応援サポート宣言を宣言され、子育ての充実を図っておられます。

よってこの応援宣言を宣言したとしても、決して即効性のある宣言ではなくて、徐々に町民の皆さんに浸透していくものと私は見てまいりました。

本町は、近年、小学校の施設改修工事が行われております。

大荒小学校の校舎の改修から始まり、令和6年度には、木佐木小学校の体育館の改修工事です。本年度は大溝小学校の校舎の改修が行われて、ハード事業の改修にめどが立っているようにも思います。

一方で、令和8年度一般会計予算を見てみますと、学校給食費の小学生、中学生全てで無償化、さらに、小学生の水泳事業の民間プールでの実施、そして小学校中学校体育館の空調施設整備に向けた実施設計費の計上などなどですね。

本町一般会計予算85億8800万の約20%をこども未来課関係予算が

占めるなど、子育てに力を注いでいる実態が見て取れます。

さらに、先ほど言いましたこども計画昨年の4月に策定されました。

そして今回の定例会においては、こども未来会議の条例を改正する条例の制定を上程されるなど、ソフト面の施策の推進も図っておられます。

しかしながら、現在、大木町の大溝、木佐木、大莞小学校、3校合わせての児童数は、800人を割っております。

2030年には、660人ほどになると予想があります。

今から5年後に135人程度減少する見通しなんです。

新入生にあっては、小学校1年生ですね。

このままいけば2030年には、3校合わせても、初めて100人を割ると、いう見通しが立っております。

ちょっと血圧が上がるといけませんので、少しボリューム下げますけど、2030年は、もうすぐそこなんです。

このような時期にこそ、子育てを、町全体で育み育てる姿勢を明確にする宣言を発して、錦の御旗のもとで、町民の理解と支援。協力、これを求めていく大事な時期ではないかと私は考えて、今回、紹介、提案をさせていただきました。

しかし回答では、子育て応援宣言のような取組は、子育てを社会全体で支える機運を高める上で一定の意義があるものと認識しております。

認識していただいたということは非常にありがたいことでありますけども、じゃあ時期は、と言ったら、答弁、ちょっと見てみま

すと町としてはまず現在策定している子育てすこやかプランに基づく施策を着実に進めるとともに、子育て世代が安心して暮らすことのできる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

その上で、他の自治体の事例なども参考にしながら研究し、応援宣言のまちを目指してまいりますというお考えというのは、答弁で分かりました。

このことから私の勝手な判断ですが、町のお考えは、この応援宣言をするという、一応の意義は認めるけども、時期については早々ととらえてあるように感じました。

町のお考えが、分かりましたので再質問については、これ以上控えたいというふうに思いますので、再質問についてはいたしません。

○議長

答弁はよろしいんですね。

それでは2番目、リユースによる子育て支援についての再質問ございますか。はい、深町議員。

○深町敏生議員

これも回答では、子育て交流センターでの年2回のお譲り会を開催されているということで、本当に良い取組というふうに私は思っております。

ありがたいことだと思っております。

小学生の制服、体操服の年2回の実施については、今回の子育て交流センターに来られる幼児にはさほど関係ない取組でありますので、それはそれとして大変心強く評価をしておりますけれども、今回の質問には、事例の紹介として理解をさせていただきます。また交流センターの入り口のスペース活用について回答を頂きましたけれども、回答では、西別館や役場周辺を含めてと言われております。

そこまで巻き込んで考えないといけないのか、正直私は疑問に思いました。

私は今の交流センターをもっと利活用できないのかという視点で質問をしたつもりです。

交流センターの玄関の入り口ここを何とか活用できないか。

今見ると、ブラック缶コーヒーが目につく自動販売機、これが設置されております。

ここの2坪ほどのスペースに、今タブレットに出しておりますけれども、机が置いてあってその上に衣服が置いてあります。

このようにして、成長の速い幼児やこども向けの流通の活用を私は提案させていただいております。

なぜそのようなことを申すかといいますと、交流センターとして、余すところなく子どもたちのためになる施設であってほしいからです。

玄関の雰囲気、入りやすいとか、わくわくするとか、また行きたいと思ってもらえる交流センターになってほしい一心で質問をいたしましたけれども、残念な回答でありました。

再質問ですけれども、環境課長にお伺いをいたします。

私の質問では、環境プラザの一部を活用し、子ども用品の流出を試みてはどうかとお尋ねをしておりましたが、回答では、関係部署とも連携しながら、周知と利用促進を図りとしか回答頂けませんでした。

環境プラザでは、子ども用品は既に展示されていることは私もよく言っていますので、承知をしておりますけれども、今後の展示の在り方などですね、工夫され得る予定があれば、お聞かせを頂きたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長

答弁を求めます。荒巻環境課長。

○環境課長

再質問にお答えいたします。

環境プラザの今後の予定についての御質問ですが、リユースを推進する、拠点として、関係部署とも連携しながら、周知や利用促進に取り組むとともに、現在、品目ごとに配置をしている子ども用品等を分かりやすく展示できるよう、指定管理者と展示方法の工夫について、話をしているところであります。

環境プラザ内にはリユースショップくるくるを設置しており、使用可能な生活用品や家具などを持ち寄っていただき、必要とされる方に提供することで、再使用、いわゆるリユースを推進しております。

近年では年間、全体では3万点を超える利用があり、その中には、おもちゃなどの子ども用品も一定数含まれていると、把握をしております。

施設の運用状況なども踏まえて、可能な範囲とはなりますが、実現に向けて検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長

はい。3回目の質問ありますか。はい、深町議員。

○深町敏生議員

回答ありがとうございました。

工夫を今後とも関係機関と連携していくということで心強い答弁を頂きました。

私も一昨日日曜日に行ってまいりまして、おもちゃを置いてあるところ、あそこに子どもたちが、4、5人きてあって、そしてお母さんたちとお父さんと、これ買ってという形でせがまれておられるのを見かけました。

非常に良いことだなというふうに思っています。

私、1点お願いしたいのはやはり子育て中というのはやっぱりいろんな面できれいにきれいというか衛生面もありますのでそういったところにもひと工夫をしていただいて、ここの用品やったら安心して買えるね、環境プラザいいよねっていう、そういうような、ロコミで増えていくように、そして子どもたちがあその場

で危なくないように、楽しみにして、そちらのほうにも来て見ていただく、そういう環境をつくっていただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

再々質問にはなりませんので、よろしくお願いします。

○議長

それじゃ最後の企業と連携した子育て支援の推進についての再質問ありますか。はい、深町議員。

○深町敏生議員

再質問でございますんで要望という形でお聞き願えればというふうに思います。

本町の企業さんの登録が、今の答弁では19社ということでありました。

本町には400社ほどの企業があるというふうにお聞きをしております。

私も経験あるんですけど、子育て中は、急な子どもの発熱などで時間休暇を取得することが多くあります。

そのような中で企業さんの御理解があれば、働く世代、子育て世代にとっては、ありがたい応援でもあります。

本町は子育てに力を入れていますが、行政だけでなく、企業の御理解と力も頂き、町民との連携による、町全体での子育ての輪が広がれば、子育てするならやっぱり大木町というフレーズがさらに理解が進むものと思っております。

今回の取組は県の事業とはいえ、応援宣言企業が町内に増えることは、若者や子育て世代が就職され、安心して子育てできる環境がさらに進むものであります。

商工会とも連携して、子育て世代の働く環境づくりをさらに進めていただくよう、要望をいたします。

○議長

続いて二つ目の質問事項について説明してください。

○深町敏生議員

それでは次の排水路肩の崩落対策及び樋門、上下流、周辺整備についてお尋ねをいたします。

本町では約50年前に農地を含む排水路等の土地改良事業が行われました。

その結果、現在は、効率的な農業経営が可能となっております。一方で当時の設計整備では想定されていなかった排水路の水の流れや流速、貯水量の変化によって排水路肩の崩落が著しいか所があり、修復や強化が求められております。

特に近年では、暑い時期を中心に、記録的な豪雨が繰り返し発生しておりまして、排水路や樋門の上下流における安全対策は喫緊の課題と考えております。

また防災減災として実施している先行排水は、高い効果が認められていますけども、急激な、そして強制的な排水によって、樋門周辺への負荷が大きくなっている状況も見えてとれます。

このような状況を踏まえまして、3点についてお伺いをいたします。

1点目は、本町は排水路の方の崩落について、被害の程度ごとに把握、整理されているのか、お伺いをいたします。

2点目は、特に崩落が激しいか所について、把握して、いるのか、把握していれば、危険か所について、今後どのように修復、強化を進めていく考えなのかお伺いしまた加えて、樋門の上流側では、タブレットの写真のように板柵が古くなって崩落したまま、未整備となっているか所が見受けられております。

そしてまた下流側では板柵工事以後に、水田側の土が流出して補修を繰り返しているか所もあります。

これらをどう認識されているのか、お伺いをいたします。

3点目は、樋門の下流側の板柵工事か所の側面補修とか、底版のコンクリート化について、どのようにお考えなのかお聞きし、またあわせて、樋門の今度は上流側、このタブレットのようなどころの未整備か所について、今後どのように対応されるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長

答弁を許します。野田建設水道課長。

○建設水道課長

5番深町敏生議員の一般質問、排水路路肩の崩落対策及び樋門の上下流周辺整備についてお答えします。

まず一つ目の管理状況の把握についてお答えいたします。

深町議員が指摘されました排水路の路肩法面に関する管理状況については、大木町、大木町土地改良区、そして、花宗太田土木組合との間で情報を共有し、法面などの被害か所について、おおむね把握しております。

多くの場所で、法面の崩落が発生していることも確認しています。

しかしながら、被害の程度ごとの整理については、現時点では十分な整理には至っていない状況です。

次に、二つ目の危険か所への対応についてお答えします。

地域から報告を受け、現地確認後、土のうや、注意ポールなどを用いて応急処置を施しております。

また、改修工事が必要なか所は県の補助事業及び町の単独予算で整備改修を行っております。

また、土地改良事業で造成された排水路については、多面的支払い交付金事業の長寿命化のための活動として、法面の張コンクリートを施工しており、整備が追いついていない水路の入り江等も含め、地域活動事業として、町から材料を支給し、木柵等による水路補修も行っておりましております。

さらに木佐木・大莞地区に関しては、樋門及び樋門の上下流の改修については、維持管理をお願いしております花宗太田土木組合で行っていただいております。

大木町土地改良区及び花宗太田土木組合の工事か所で対象エリア外がある場合は、町単独事業としても一部町が工事するようにし

ております。

三つ目の上下流の安全対策についてについてお答えいたします。

厳しい財政状況下、現在町が行っている水路整備は、国や県の補助事業を有効活用しながら、進めています。

国庫補助である県営の県営農村総合整備事業大木Ⅱ期地区として令和4年度から大木町内全20数か所を計画し行っており、毎年1、2か所ずつ水路整備工事を実施しております。

また、県の補助事業である農村環境整備事業、流域湛水減災事業を活用し、水路改修工事も実施しております。

さらには、令和8年度から水路整備を加速化するため、土地改良施設維持管理適正化事業に、着手を予定しており、予算計上していただいております。

町単独事業としては、県及び近隣自治体の補助事業に隣接した水路の整備や、浸水被害軽減に向けた施設の改修に取り組んでいます。

農業用排水路の底版コンクリート管の考えについては、希少生物保護等の自然環境保全や水質保全から、以前から行っておりません。

流速によって底部の土が流出する可能性がある場合には、サブタ等を設置し、流速を抑えることで、土の流出防止を講じております。

また、お示しの写真、合流工周辺の未整備となっているか所については、当時、土地改良事業と災害復旧事業と、重複したため、当時木柵工で補修を行っているようです。

維持管理をお願いしている花宗太田土木組合と現在対応協議をしております。

以上で5番深町敏生議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長

管理状況の把握についての再質問ありますか。はい、深町議員。

○深町敏生議員

先ほどの答弁を総括しますとクリーク等の大きな水路については、国県の事業を活用しながら着実な整備が進められているということが一定理解をできました。ありがとうございます。

現在、今回、私が言っている排水路について回答では、現在土地改良事業で造成された排水路については、国の多面的支払い交付金事業の長寿命化のための活動として、法面の張りコンクリートを実施されているとか、木柵による排水路の補修を行っているという御回答でありました。

これについては私も重々承知をさせていただいております。

町内排水路全体、改修するには、さきの私の質問でお答え頂いたのではもうほとんど1世紀半世紀から1世紀かかるぐらいの時間を要するというようなことを聞いておりますので、これについては引き続き、国県に実情を訴えていただいて、早急な予算化の方向ですね。

ぜひ町長にはお願いをしたいというふうに思っております。

さて私も地元の環境保全委員会の活動の一環として排水路の維持

管理にも携わっておりますけども、今回紹介するような、被害が重症化している排水路は見たことがありません。

今タブレットにうつしているところなんですけども、中央に水路のコンクリートの板さくがあったところなんですけども、この両側がですね、ここはもう斜めに本当は法面があるところなんですけども、もう水がたまっている、もうごっそりえぐられて用水路のような形になっております。

本来ですと、このように、これは張りコンをしてある、傾斜地を張りコンでしてあるところなんですけども、この張りコンの部分がごっそりもなくなっている、こういう状況で、水田のほうにずっと崩落が進んでいる、こういう実態があります。

先ほどの回答で町は多くのか所で崩落があることを把握されておりますけども、被害の程度別の整理はしていないということでありました。

なぜこういうふうになどくなったかっていう背景を少し御説明をさせていただきますと、今回崩落が著しいところなんですけど、西浜岳線という、幹線水路がございます。

そこにちょうど中央部に大藪水門というのがございまして、これを境に1メートルの水位の段差があります。

堰をとめてあるんですね。

1メートルほどですから、上流部分が西浜岳線というふうに変えている部分が、上流部分になりますが、こちらからこちらの推移は1メートル、下流も高くなっている。

その影響で、真ん中にちょっと持ってきています二つの丸い赤

印、ここに支線に通じる支線水門が、樋門がございます。

この樋門の機能が十分でないような感じで、支線水路のほうに水があふれているという状況であります。

そういうことで、矢印のほうに、水が流れていって、こちらの色塗りをしている、ここが今回事例紹介させていただいております。

排水路であります。

この排水路を通して、支線水路矢印の上に行きまして、また西浜岳線のほうに戻ってきて、この水門から50メートルぐらい下流のほうに流れるところがあります。

せつかくためた貯水量が、こういうふう迂回して流れてきてしまっている。

今水不足ということで言われていますけども、幸いここは水不足が今んとこなく、多めになっているところですけども、着実にこの365日水が流れている。そういうところであります。

それを少し写真で見えますと、これが大きな水門になります。

手前が下流、上が上流ということで、このところに1メートルぐらい段差があることが、御理解頂けるかと思えますけども、こういうふうになっておりまして、これから150メートルぐらい上流に手前が先ほどの西浜岳線の幹線水路、前のほうに少し樋門が小さいのが今度ありますけども、ここから支線水路のほうに水が流れていっているという状況です。

そして、行き着くところで、今回排水路のところに設置されている。

これがまた小さい日も、これはサブタによって、調整するようになっておりますけども、ポールの高さまで大雨のときは来ますけど、もう流れが急速に排水路のほうに流れていっているという状況であります。

そういうことで、もうこの石段が手前にありますけども、ここの下が、このように下がえぐれているという状況になっていまして、見る限りその手前の石が下に落ちそうな感じになっていまして、もう全体が下に沈む時間の問題かなと。

こういうことで、ここが崩落すれば、排水路にはもう一気に水が流れてくるという危険なところになっております。

そういうことで、整理をしていないということでもありますので、私はその被害が、重度な箇所の把握は少なくとも調査すべきだと。

そして単に崩落の程度だけでなく、水量とか、流速の程度速さね、それはどうなっているのか、そしてその地域の営農活動状況がどうなっているのか、そして加えて担い手のほうがいるのかいないのか、有無を、総合的に調査を進めて、町としての対策を早急に考えていくのが、管理者である町の役割ではないかと考えております。

そこで、調査をされるお考えは本当にあるのか、お伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長

はい。答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長

5 番深町議員の再質問についてお答えします。

議員御指摘のとおり、現実問題として、またこれからの課題として、高齢化による営農離れ、担い手不足等々、様々な地域の課題について、今後、総合的に精査して、関係機関と連携しながら調査、整理、対策を進めていく必要があると考えておりますので、今後こういった流れがあるところについては、対策を進めていきたいと考えております。

以上で深町議員の再質問の答弁を終わります。

○議長

3 件目の質問ございますか。はい。深町議員。

○深町敏生議員

回答ありがとうございました。

調査をしていただくという心強い。

本当にひどいところは管理者である町がやっぱり対策を講じていくっていうのが私は基本だろうというふうに思っております。

そしてまた排水路の比較的、緩やかなところについては、これ今まで国の多面的支払い交付金事業で実施をされて、地域の皆さんたちが、維持管理に努めてらっしゃる、そういうことも大事だろうというふうに思いますけど、やっぱり被害の程度が著しいところはきちっと管理をお願いしたいというふうに思っております。

再々質問で、広松町長さんにお尋ねをいたしますけども、今回定例会冒頭に、施政方針において、令和８年度の本町の重点施策におきまして、農業を基盤及び防災減災の観点から、水路等の土地改良施設について、新たに事業化し、機能強化を進めてまいると、心強い施政方針を打ち出されております。

まさに防災・減災の観点からも、事例紹介したような排水路の改修整備を早急に進めるべきと考えますけども、町長の見解をお伺いいたします。

○議長

答弁を許します広松町長。

○町長

深町議員の再々質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり小排水路を含めた水路につきましましては農業基盤であると同時に、地域の防災・減災の観点から重要なインフラであるというふうに認識をしております。

ちょっと先日のお話でございますが、財務省の福岡財務支局の部長様がこられまして、意見交換を行う機会がございました。

私のほうからは水路は農村地域を支える基盤であると同時に、人口減少が進む中であって、維持管理が不可欠である、いわゆる農村維持コストというものが、非常にかかってくるということをお伝えをしたところでございます。

先ほど深町議員からもお話があったとおり私の一つの使命とする

と、国県に対する要望活動ができるというのが非常に私にとっての責務でございますので、こういった場面も活用しながらお伝えをしていきたいというふうに思っているところでございます。今後について、でございますが、先ほど来の先行排水の事例もお話ございました。

防災・減災、国土強靱化ということで国のほうも進めておりますので、そういった防災・減災、国土強靱化のための地方債、また、延長がされました緊急しゅんせつ推進事業債などの活用も視野に入れながら、必要な整備について検討してまいりたいというふうに考えております。

まずは先ほど来ちょっと十分な調査がまだまだということでございますので現状の状況をしっかり把握させていただいて、被害状況や、機能の重要度などを踏まえながら、優先順位を整理し、計画的に維持管理と整備に努めてまいりたいというふうに思います。私からの答弁は以上でございます。

○議長

それでは危険か所への対応についての再質問ございますか。

はい。深町議員。

○深町敏生議員

繰り返しになりますけども大きなクリークとか、危険なか所については、国県の事業を活用されまして、必要なか所が適切に改修されていることも理解しております。

さらに今回問題しているところは、木佐木、大莞地区の樋門の上下流の改修工事、これは花宗太田同組合が、行っていることも理解をいたしました。

しかし、このような樋門の近くの板柵工事箇所、これについては、私が見る限り、10数年来、未整備のままでございます。

板柵がもう、羽貫の状態でも機能としてはしてない状況であるし、こちらの手前の白いものについては、コンクリートの破片なんです。大きな塊が、崩れて落ちている。

これが毎年毎年測ってはいませんが、数センチずつ樋門のほうに近づいているように私は感じております。

もし大きな災害のときに、この樋門にこういうコンクリートが引っかかってしまえば、大きな災害につながる可能性がある。

ということからですね、やはりこの部分については十分協議検討を、お願いをしたいというふうに思っております。

それとここは昭代1号線ですかね。

幹線水路であります。

ここは少しちょっと拡大しますと、右側に家があります。

それから水路の中央に大きな高い鉄塔があります。

この一帯が非常に大雨のときには、水いっぱいになってオーバーフローするというように、これまでも、中島議員も、質問されておりましたけども、何とかできないかさ上げできないかというような質問もあっておりました。

こういうふうに、大雨のときはどっかで水を流さんといかんとですね。

それがこの左のほうの樋門が小さいのがあります。

ここがここから水も流れるようにされております。

で、これが大雨時に取りに行った写真ですけども、もう、向こうの家のほうにもう水が、あふれようとしている。オーバーフローしている。

そこからこのゲート底から上げれば、もっと被害が拡大するということで、そのままにしてあると、上から出してあるような感じですけども、通常ですと、これは先月に撮った写真であります。

このように、もう穏やかな形にはなっておりますけども、実はよくよく見ると、この板柵工、これ板柵でしてありますけど、板柵工の水田側はもう、すかすかなんですね、泥がない状態。

なぜかという、この大雨時に流速が速い、そしてクリークの下を掘っているんで、板削工の水田側の泥がその圧力で流されていってしまっている。

ということで、ここ数年、何回か泥を盛ったりとかしながら、町の方々にもお願いしたところですけども、なっている。

これは根本的にやり返せばいいけども、それだけの費用がかかる。

そうすると、なかなか町の予算では難しい。

ということで、こういうふうな、この板柵工してある水路側に石を、積み重ねてあるところがありました。

こういうふうになれば、水田の泥が、極力クリークのほうに流れないような形になろうかと思えます。

こういう水路側に積みなどの工法で、土の流出防止、こういうも

のが検討できないか、そのところを再度お尋ねいたします。

○議長

はい、答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長

5 番深町議員の再質問、土の流出防止策の検討についてお答えいたします。

近年、豪雨被害の頻発化、激甚化に伴い、浸水被害の軽減と水路の貯留機能確保を目的として、先行排水を実施しております。

先ほど、昭代1号線の国営幹線水路の写真がございましたが、昭代1号線というのが、下流側が柳川市に面しておって、もっとその下流になると花宗川に通じる、路線の国営幹線水路になっております。

最近、ここ数年なんですけど、柳川市との協議の中で、水位が高くならないように先行排水を、作地っていうんですけれども、今まで開門できなかった、制水門を開門して、事前に先行排水できるようになったので、少しは軽減できたのかなと考えております。

しかしながら、先行排水による急激な水位の低下によって、当町及び周辺自治体において護岸の転倒、土砂の流出、水路法面の崩落といった支障が生じており、対策が急務となっております。

添付してあります写真の事例は、水路整備工事における水路底のしゅんせつに伴い、既設護岸の転倒及び土砂流出を防止するために実施した根固め工でございます。

具体的には護岸の前面に木柵を設置し、護岸と木柵の間に割石を投入する工法を採用しております。

過去に水路整備を行ったか所においても、土砂流出が確認された地点については、同様の根固め工による補強を実施しております。

今後も、より経済的な工法を確立に向けて、近隣自治体や、関係機関と連携し調査研究を進めていくように考えております。

以上で5番深町議員の再質問に対する答弁を終わります。

○議長

3回目の質問ございますか。はい深町議員。

○深町敏生議員

今回、事例で紹介しましたような樋門の下流、ここについての板柵渠としてあるところについては、何らかの対策というのを是非お願いをしたいというふうに思っております。

今の答弁では、調査、研究、をしていくということですが、野田課長さんは調査研究しなかったということがよく分かりました。

私の任期もあと1年となりましたので、任期の期間中には報告会ができるように努力していただきますようお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは最後の質問、上下流の安全対策についての再質問ございますか。はい、深町議員。

○深町敏生議員

すいません冒頭に言うのを忘れておりました。

三つ質問のうちの、あとの二つについてはもう一緒にさせていただくということを言い忘れておりました。大変失礼いたしました。

それでは、若干時間がございますが二つ、三つとも含めて何か意見等あれば、せっかく、議長の仰せでありますありがとうございます。

今回問題提起させていただきました排水路については、事業が余りないような形なんですね。

ですからこの排水路について、まだまだ大木町は50数キロをございます。

今の多面的支払い交付金でいきます張りコンしていくということになりますと、もう無限大にまだまだ先の話であるわけです。

そういうことから、先ほども言いましたように町長さんにはですね、ぜひいろんな機会をとらえて、排水路についてはいうことを念押ししてですね、ぜひ補助金、国、県で事業化していただかないと事業は、前に進んでいかないというふうに思っておりますので、その実情を、ぜひぜひ訴えていただいて、この排水路に限っての事業が打たれますように、御努力、御支援よろしく願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長

それでは、以上で5番深町敏生議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は午後1時とします。

休憩 11時 45分

再開 13時 00分

○議長

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

なお、暑いと感じられる方は上着をとられても結構です。

9番古賀靖子議員の一般質問を許します。

二つの質問があるので一つずつ質問してください。

古賀靖子議員。

○古賀靖子議員

会議を開催しておりますので、お願いいたします。

9番古賀靖子でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問いたします。

今回は、オーガニック給食の推進についてと、機構改革について、を一般質問いたします。

最初に、オーガニック給食の推進について質問いたします。

農水省は、学校給食に有機農産物を使った自治体の調査を2020年から行っています。

約1740自治体のうち、20年度は123自治体、翌年の21年度は137自治体でした。

しかし、みどりの食料システム法が施行された22年度には193自治体と飛躍的に増え、2023年度には自治体が278となり、前年の22年度を4割以上上回り、過去最多になったと調査結果を公表しています。

このうち大半を有機農業地域全体で進めるオーガニックビレッジが占め、このオーガニックビレッジに取り組む自治体が131のうち約9割が給食に有機農産物を導入していると報告されています。

資料を御覧ください。

オーガニックビレッジ実施地区の一覧です。

131っていうのは令和6年度の自治体で、令和7年度は23市町村が取組を開始しましたので、154自治体になっております。

九州で見ますと、宮崎県6、鹿児島県5と、多く、福岡県は、うきは市が令和5年の3月、篠栗町が令和7年4月、近隣の佐賀県で上峰町とみやき町が合同で、令和7年4月にオーガニックビレッジ宣言をしております。

この調査報告によりますと、オーガニック給食は子どもたちの健やかな成長を支える、安全安心な給食材料として、全国的注目されていることが分かります。

学校給食に有機農産物を取り入れることにより、給食全体の質の

向上を図っていくことにつながるとも考えられます。

また、オーガニック給食が注目されているのは、子どもたちのアレルギー増加や、ネオニコチノイド系の残留農薬問題など、食に対する安全性への不安が高まっていることも背景の一つと考えられます。

さらに、近年、先進自治体では、遊休農地を活用し、有機農産物を学校給食へとつなげる取組が広がっています。

学校給食という確実な出口があることで、有機農産物を生産する農家が増え、農業の継続や担い手の確保にもつながっています。

また、学校給食だけでなく、レストランや直売所など、地域全体で消費拡大も期待できます。

給食と農業を結びつけることは、子どもたちに安心安全な給食を提供するだけでなく、地域農業を支える施策であり、安全でおいしい食の提供と持続可能な、農業政策として、地域農業全体の課題に包括的に取り組むことができます。

本町の学校給食は、恵みブランド米の提供をはじめ、キノコやアスパラガスなど特産品を活用した地産地消、さらに、循環教育と連動した循環型給食として取組が行われています。

今後はこうした取組をさらに発展させ、化学肥料を減らした液肥活用前のように、背景に物語がある。

農産物を学校給食へ導入することで、地域農産物のブランド力向上につながっていくと考えられます。

以上を踏まえ、次の2点について質問いたします。

1、国が提唱するオーガニックビレッジをどう考えているのか。

2、学校給食をどのようにして地産地消の推進、食育にしていく考えなのか。以上、よろしくお願いいたします。

○議長

答弁を許します。野田産業振興課長。

○産業振興課長

ちょっと体調がよなくて、聞き取りづらいところがあるかと思いますがけれども、最後ということで精いっぱい答弁させていただきます。

9番古賀靖子議員の一般質問にお答えいたします。

まず一つ目の、国が提唱するオーガニックビレッジをどう考えているのかについてお答えいたします。

オーガニックビレッジに取り組む意義は、一般論として大きく4点に整理されると思います。

1点目は、化学肥料や農薬に頼らない農業を広めることで、地域の豊かな自然を守ることです。

田んぼや畑の生態系が豊かになり、生物多様性の保全につながるほか、化学肥料の製造使用に伴う排出を抑え、土壌に炭素貯留することで、温室効果ガス削減をすることになります。

二つ目として、オーガニックな町という看板は地域の大きな強みになります。

収穫された農産物は付加価値のあるものとして評価され、生産者の所得向上につながるとともに、環境意識の高い若い世代や新規

就農者を引きつけるフックとなり、定時移住定住の促進にもつながります。

次に、オーガニックビレッジの多くが取り組んでいるのが、地元の有機米や野菜を学校給食に取り入れることです。

未来を担う子どもたちに、安全で栄養価の高い食材を提供することができることとあわせて、生産者は子どもたちのためにということが、有機農業に挑戦あるいは継続できるモチベーションになっています。

最後に、生産者消費者、流通業者、そして行政が一つのテーブルを囲むことで、地域の一体感が生まれ、コミュニティの維持、あるいは再構築が図れます。

誰がどうつくったかが分かる食の循環が地域住民の安心感と誇りを醸成することにつながるということです。

以上のことを踏まえて、大木町が、オーガニックビレッジに取り組むことは、単なる農業振興の枠を超え、大木町が長年築き上げてきた循環のまちづくりを完成させるためのラストピースと言ってもいいのではないかと考えております。

具体的には、一つ目は、資源循環モデルの出口の高度化です。

液肥を活用して、有機農業を確立することができれば、ごみを資源に資源を食に色を健康にという理想的な循環を完結させることができます。

二つ目は、環境のまち循環のまちという強力な地域イメージと、有機農業を紐づけることで、消費者の信頼を獲得できるのではないかと考えております。

近年のSDGsへの関心の高まりに伴い、エシカル消費を意識した消費活動が徐々にではありますが、広がりを見せています。

特にくるるん駅で育ったというストーリーは、20年間を積み重ねてきたという歴史において、他の追随を許さない独自の価値となるものと思っております。

三つ目として、次世代の健康と食育の推進です。

地元の有機農産物を学校給食に提供することで、子どもたちが地域の循環システムを身近に感じ、誇りを持つきっかけになるとともに、安心安全な食に触れることで、将来の農業の担い手育成や、定住の促進につながっていくものと考えられます。

そして最後に、有機農業への転換は、堀文化がなく、残る大木町の豊かな生態系を守り、生物多様性の維持につながります。

さらに、地域資源を最大限活用し、化学肥料の使用を低減することで、温室効果ガス排出抑制に貢献することになります。

大木町の強みは、既に関係課循環のインフラ、循環センターなどのハードだけではなくて、町民の皆さんの環境に対する意識の高さなどがあることです。

ゼロから始める自治体とは異なり、先輩方が築いてこられたこれまでの仕組みにオーガニックという武器を持つことで、非常に魅力的でかつ効果的に効率的に持続可能なまちづくりを加速させることができるのではないかと考えております。

ただし、オーガニックビレッジ宣言をすること自体はある意味そう難しいことではないと思っております。

社会実装していくことは容易なことではないと思っております。

そのためには、町民の皆さんがわくわくするようなゴールを描くとともに、その実現に向けたロードマップ、そしてそれを具体的に動かしていくプレイヤーをきちんと整えることが不可欠ではないかと考えております。

次に、二つ目の学校給食をどのようにして、地産地消の推進食育にしていく考えなのかについてお答えいたします。

昨年11月に総務建設産業常任委員会の行政視察で伺った。

長野県松川町は、オーガニックビレッジを宣言している自治体で、有機給食に取り組んでいる先進地です。

松川町は中山間地で圃場自体が狭小であることから、丁寧な栽培でつくられる農産物を町独自の農産物認証制度を創設し、慣行農法の農産物との違いを見える化、させていました。

さらに、認証された農産物を学校給食の食材として、供給する仕組みをつくり、作り手と食べる人との関係性も見える化、させて作り手のモチベーションを高めることで、遊休農地の抑制に成功している好事例だと思います。

この成功の肝は、作り手側をその気にさせた役場の農政担当者と学校給食の調理現場を納得させた学校の栄養士の頑張りだと感じております。

とりわけ町内産でかつ有機農産物となると、規格や量が安定しづらいことから、限られた時間で調理することが求められる学校給食の調理現場では嫌われると言われております。

そこを粘り強く現場を納得させたところが核心であり、結局のところ、関わる人の思いや取組に対する姿勢、熱量が事業の成否と

なるのではないかと感じたところです。

本町においては、現在、町内の農産物を学校給食に使っているものとして、環めぐみのほか、きのこアスパラ大豆は100%、使用頻度の高いタマネギ、ジャガイモは町内を優先しております。

葉物野菜も同様に町内を優先、優先しているものの、種類や量に限りがあることから、町内農産物の使用率は品目ベースで16.7%にとどまっております。

このように学校給食における地産地消はまだまだ伸びしろが、たくさんある状況であります。推進していくためには、需要と供給、それぞれにおいて取組の強化が求められることになります。

供給サイドである産業振興課としては、まずは町内農産物を供給する農業者のすそ野を広くしていくため、道の駅直売所の出荷者協議会と協働して、新規で加入する会員に対し、入会費と初年度の年会費を助成する制度をスタートさせたほか、学校給食が必要とする食材を事前に協議して計画的に供給するに当たり、対象作物の栽培講習を開催するとともに、苗を支給し栽培出荷してもらう需給のマッチング事業、さらに丁寧な栽培されたものを可視化させて、消費者に安心して選んでもらえるために、栽培方法に応じてランクづけする認証制度の創設に向けた取組などに着手しております。

これらの取組に加えて、遊休化する狭小農地の活用と多様な農業者の育成確保に向けて、農地や耕うん作業のマッチングのほか、小型の農機具のレンタルを支援するなどして、学校給食はもとより、町民の皆さんの地産地消にこたえるために、質量ともに安定

的に供給できる生産体制の構築を目指しているところです。

いずれの取組にも緒についたばかりです。

松川町も始まりは、令和元年度からでオーガニックビレッジ宣言は令和5年3月、独自の認証制度は翌年の令和6年度と、それなりに時間をかけております。

その間には講演会や研修会など開催し、有機農業に対する機運の醸成とノウハウの蓄積をきちんと行っており、本町においても推進していく上で、しっかりと学ぶべき取組だと思っております。

以上で9番古賀靖子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長

国が提唱するオーガニックビレッジをどう考えているのかについての再質問はありますか。はい。古賀靖子議員。

○古賀靖子議員

オーガニックビレッジ実施地区で長野県を見ていただくと、私たちが視察に行かせていただいた松川町、飯田市、それともう一つ、阿南町というところに視察研修に行っております。

では質問を再質問いたします。

体調の悪いところ、答弁頂きありがとうございました。

今の答弁では、オーガニックビレッジの一般的な考え方として、化学肥料や約農薬に頼らない農業を広げ、豊かな自然環境を守る、オーガニックな町としてのブランドをつくる。

地元の有機米や野菜を学校給食に活用する。

生産者、消費者、流通行政が連携し、行政が連携した地域づくりができる。

大きく四つの視点があると、そういうふうに理解いたしました。次の資料を見ていただくと、これは千葉県いすみ市のほかに関東管内にオーガニックビレッジに実施した取組の状況を聞いていただいて、表にしたものです。

オーガニック給食の充実による波及効果とはということ頃で先ほどの答弁で頂いた、有機農業の産地化、新規就農者の増加、農業所得の向上、植物客土の進化、人的結びつけの強化、こういうことをおっしゃっていただいていると思います。

次に先ほどの四つの視点から、本町では、起票活用した有機農業による自然潤滑の確立や、環境と循環のまちという本町のイメージと納期、有機農業を結びつけることによる、消費者の信頼の向上、さらには、有機農産物を学校給食に提供、提供することによる子どもたちの健康や食育の推進、また、掘割による、生物多様性の保存など、様々な可能性があるかと理解いたしました。

本町には環境のまちづくりというこれまでの取組の蓄積があります。

オーガニックビレッジに向けた土台は十分にあるのではないかと考えます。

次の資料にいきます。

この資料は産業振興から下から頂いた資料なんですが、大まかに言いますとこういうイメージだろうなというふうに思っております。

囑託の下に学校給食をつけております。

こういうふうにして、うまく回っていくといいなというふうに思っております。

そこでお尋ねいたします。

先ほどと答弁していただいた、町民の皆さんがわくわくすると感じられるようなゴール、担当課としてはどのような姿として描いていらっしゃるのでしょうか。

また、オーガニックビレッジの実現に向けてどのようなロードマップを考えているのか、あわせて取組を進めていく主体をどのように想定しているのか、お尋ねいたします。

○議長

はい。答弁を許します。産業振興課長。

○産業振興課長

再質問にお答えいたします。

このオーガニックビレッジ宣言については、試行的な取組を通して有機農業の計画の策定っていうのが求められる、セットになっているということでございますので、そのような計画を策定する中で、生産者だけではなくて、消費者町民、それから学校教育の関係者、場合によっては、子どもたちも巻き込んだ、そういった多くの町民の皆さん方で、そういったゴールとか、ロードマップ、そういったものを描いていけばいいんじゃないかなというふうに思っております。

少し話それますが私個人的には、こんなイメージかなって言うのが、一つお話しさせていただきますと、若手のキノコの生産者と以前お話ししたときに、福岡都市圏で、いろんなバイヤーとかに納める際に、大木町のキノコっていうのはトップブランドではないと。

常にホクトの次で、いつもグラム10円安くなっていると。

やっぱりトップブランドにならなければいけないというような言い方をしてまして、一つ参考になるのが、糸島だっていうことを彼は言うておりました。

地域ブランドっていう部分に関して言えば、やはり消費者の方、特に福岡都市圏250万人の人たちにとってどのようなイメージ、明快なイメージがないと、地域ブランドってなかなか形成されないというふうに言われておりまして、私が勝手なあれですが、やっぱり糸島といえば海があり山があり、やっぱり新鮮な海産物に農産物があると。

そういった、やはりイメージの中で、伊都菜彩が爆発的に売れているというような状況かなというふうに思っております。

意外と大木町どうかということで先ほどから言いましたとおり、20年間、生ごみ、いわゆる循環のまちづくりを進めてきて、循環っていうのはどんなイメージなのかと。

なかなかこう、消費者に循環のイメージをさせることは難しいんじゃないかなと。

そこはやはり戦略的にイメージできるものが必要じゃないかなと
思っています。

私自身はやはり、菜の花ですね、春の菜の花っていう部分、これも環のかおりとして、一つの循環のシンボルとしてございますし、そういったイメージ的に言えば、夏場はやっば青々とした水田、そして秋には稲穂の風景、これ1300年もずっと以前から変わらない風景、循環してきていると。

そういったものを何かしっかり都市消費者の皆さん方に届けていくことが、地域ブランドにつながっていくような気がいたしております。

あと直売所とかに目を向ければ、大木町産のオーガニックっていうような、そういったラベルが貼られた新鮮な野菜が並べられてあって、そこには町民の皆さん方、そういう観光客みたいな方々がにぎわっているようなイメージがあると思いますし、狭小農地がこれからやはりちょっと遊休化していくということからも、やっぱりそういったところが、コミュニティファームみたいなイメージで、子どもから大人まで、都市住民の方まで含めて、有機野菜を育ててもらい、収穫祭などで、やっぱりこう集ってもらう、そういった世代を超えて、都市農村を含めて、そういった交流の場、そういったものが、町内至るところで行われていると。

そういったものが一つのゴールっていうか、私なりのイメージというふうに考えておるところです。

繰り返しになりますけど、ロードマップとか、プレーヤーについては、先ほどのような計画を具体的に練るときにですね、多くの皆さん方と町民の皆さん方と、やっぱり描いていくということが必要じゃないかなと思っております。以上です。

○議長

3回目の質問ございますか。はい。古賀靖子議員。

○古賀靖子議員

野田課長には退職されるのはとても残念だと思いながら、これから明日、熱量でどんどん引っ張っていただきたかったなというふうに思います。

イメージ値の戦略、やっぱり川原の風景、よく言われる、ちょうどいい中、ということで、ぜひぜひ今から明自維での戦略をお願いしたいと思います。

昨年私たちが研修で行われた松川町は人口が約1万2000人で、小学校が二つ、中学校が一つと、本庁と余り変わらない環境の自治体ではないかなと思いながら、研修してまいりました。

松川町では、遊休農地対策をきっかけに、有機農業の取組が始まっております。

令和2年には環境保全農業の推進に向けて、講演会や有機栽培の研修会が開催されております。

また同年には、有機の里を育てよう連絡協議会が発足し、環境保全型農業の推進と子どもたちの健康で豊かな食生活の実現を目的とした取組が進められています。

これが松川町次の資料です。

松川町が幡豆に行き農法有機給食始まった経緯というふうになっておりますが、令和2年度、最初にもう、給食に食材提供が始

まっております。

それから2年後にオーガニックビレッジの宣言をしております。

こういうふうに最初に始めるっていう点もあるのではないのでしょうか。

松川町では令和2年から学校給食の食材提供が始まり、始まりはニンジン、タマネギ、ジャガイモなどまずは五つの食材からスタートしています。

その後、令和4年にオーガニック鮮明ビレッジ宣言を行っております。次に、資料行きます。

この資料は一つの小学校のみのデータなのではっきりしたことを言いませんが、令和3年度から令和5年までに有機農野菜、有機野菜紙を使用した実績です。

まずこのイチイ、ジャガイモタマネギ長ネギニンジン、これの分が合計と有機使用分の割合を提示されております。

3年、4年、5年ですね、こういうふうに書かれております。

次に行きます。

これが6年度の実績をあらわしている表です。

全部、なっているというわけではそもそもありません。

しかしこの報告では、令和6年度の実績では有機農産物の利用割合が少しずつ増えていっているという報告をちゃんと受けております。

本町においても学校給食を投じて、地産地消を進め、子どもたちの食育につなげていくことは大変重要であると考えています。

そこで、改めてお尋ねします。

学校給食を通した地産地消の推進や食育を進めていく上で、現在どのような課題があると認識されているのかお伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。野田産業振興課長。

○産業振興課長

再々質問にお答えいたします。

課題っていうかまだやはり緒についておりませんので、課題というところはございませんけれども、そもそも、地産地消ということと食育については、ゴールはやはり違うんじゃないかなと私は思っています。

地産地消については、やはり地元のもの、農産物を食べてもらうことで、地元の農家を守り、地元の農地を守っていくというのが、産業振興課としてのゴールをイメージしているわけですが、食育ということになりますと、やはり発達段階別に応じて、どういったものを食べれば、健康になっていくのかって大ざっぱにそういった違いがあるんじゃないかなというふうには思っております。

ただ、地産地消と食育っていうのは基本的に相性がいいっていうか親和性は高いと、あるんじゃないかと思っています。

それは私たちの体は大体細胞レベルでいくと1年間で大体全部入れ替わるということだそうですので、私たちの体は、1年前を食べたものが体になっていると。

そういうことだそうです。

大体、体は40兆ぐらいの細胞でできていまして腸内細菌は、1000種類で大体100兆から1000兆個ある。

まだまだ腸内細菌のことは余り分かってないそうですけれども、恐らく、腸内細菌と健康の関係っていうのは結構大きなものがあるって、やはり地元のものを食べるっていうのはやっぱり健康にいいと。

昔からやはり身土不二とか四里四方に病なしとかっていう言い伝えがあるとおり、やはり体と土はやっぱり一緒である、一体である。

四里四方ですから、一里4キロですから16キロ真四角のものを食べると病がないと。

恐らく地元でとれたものを地元のおなかの中の腸内細菌は土壌と一緒に、いろんな普通の土は、有機物を無機物に返して植物が成長するように促す。

それと一緒に恐らくいろんな栄養分を吸収する上で、腸内細菌っていうのは、土壌と同じような役割があるんじゃないかと。

そういう意味ではそういった地元物を食べるっていうのは産業振興課でいう地元の農家を守り、地元の農地を守るということと、やはり健康っていうのは、かなりつながっているということで、やはりその辺について、が課題というよりも、そういうことが大切だというか、人間の身体は食べ物からできる、食べ物を大切だということ、そういったそもそものところをしっかりと共通理解を図っていくということが、まずは重要かなというふうに思っており

ます。以上です。

○議長

続きまして、学校給食をどのようにして地産地消の推進食育にしていく考えなのかについての再質問ございますか。

はい。古賀靖子議員。

○古賀靖子議員

道の駅の直売所で地産地消16キロぐらいのものが、ほとんどのものが出るような時が来るといいなと思いながら聞いておりました。

では次の再質問いたします。

最初にまず農業者向け支援がこれはこの間研修に行かせていただいた、この支援向けガイド、これですね。

これは表紙です。

この中に何を支援していただきたいですかというふうに一覧表になっているんです実は。

どこに行ってくださいね、支援金は幾らですよ、というふうに細かく書いていらっしゃる。

これを見ると、自分が今何を困っているのかなということで、ここにもレンタルサービスの情報とか、幾らですよというのをちゃんと明記されているんですね。

これが一つ。

それともう一つ、実は阿南町というところも伺っておりますの

で、阿南町も、年号ごとにこういうふうに支援の制度一覧というのがありまして、これは農業だけじゃありません。

全ての支援が全部書かれているんです。

幾らですよと、対象者は誰ですよ、細かいことだからこれさえ見て、どこに行って幾らぐらいなのかというのを一目瞭然で分かるようになっております。

こういうのがあるといいなと思いながら、見ておりました。

再質問をいたします。

これ続きで、本町で昨年視察の今のこれですねっていうのを見ております。

本町では、道の駅直売所の出荷者協議会と協働し、新規会員の入会金や、初年度の年会費の助成、学校給食への食材の計画、供給に向けた触媒講習会や、苗の支給需要のマッチング事業、さらにはランクづけの認証制度の検討など、様々な取組がされ、進められると答弁で伺いました。

また、狭小農地の活用や多様な農業者の確保に向けて、農地や耕うん作業のマッチング、小型農機具のレンタルなどの取組を進められているとのことでした。

先ほど、このような支援ガイド、ありますでしょうか。

このように、本町でも取組が始まっているということですが、まずこれらの取組が町民の皆さんがどのくらいに周知されているのか。

お伺いいたします。

また、有機農業の生産から学校給食消費までの一貫した取組を進

めていくためには、啓発活動に加え、役場内の連携も重要になるのではないかと考えます。

今後、役場内の連携をどのように進めていくのか、担当課の見解をお尋ねいたします。

○議長

答弁を許します。野田産業振興課長。

○産業振興課長

お答えいたします。

時間がないみたいですがけれども、まず、やはり産業振興課に私が着任して、もう2年しかないということもありましたものですから、やれることは何でもやろうというようなちょっとそういった欲張りもあって、少し消化不良を起こしている状況もあるかなというふうに一応反省はしております。

とりわけマッチング関係に関しては、令和7年度に、その仕組みづくり、プラットフォームをつくろうということで、おおむね取組については、ある程度出来上がっております。

現在、そのプラットフォームを使いながら、試行的に行っているという状況です。

残念ながらやはりこういう取組についてはまだまだやはり周知されてないと知られてないということでありますので、引き続きです、ね、広報紙とか、ホームページ、チラシ等を窓口でお渡ししたり、最近、やはり小さな農地を借りていた農地をお返しするよう

な動きもありますので、そういった小さな農地をお持ちの皆さん方にも、ダイレクトにチラシ等をお配りするようなことで、周知を図っていききたいなというふうに思っております。

あとは、圧倒的にやはりこれを使ってよかったなっていう、そういった成功体験みたいなものがほぼまだ2件ほどしか今頂いておりませんので、やはりそこら辺について、をしっかりとつくっていく。

こういう仕組みのあるけんがよかったと。

また利用してみようと、またそういう人が、こんな仕組みがあるけんあんた使ってみらんねとか、そういったような広がりが必要だろうと。

そのためには、やはりインセンティブをもう少しやっぱりこう手厚くしていくこともある意味必要なのかなと思います。

皆さん方もスマホとかで新しいアプリができたときには、一定のやっぱりインセンティブを与えて、やはり使ってみて便利だということで、一定の評価を得ていくというようなそういったプロセスだろうと思いますのでその辺は、そういった視点を持っておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それから町内については、これはもう、松川の例で最初に答弁したとおりで、やはり担当する者がそれぞれのところで、しっかりとこういった目指すものを共有して、もう取り組んでいく以外ないというふうに思っております。以上です。

○議長

はい3回目の質問ございますか。はい古賀靖子議員。

○古賀靖子議員

急ぎます。

もうそこで早速提案です。

例えばもう先に、令和9年度あるいは令和10年度にオーガニック
ビレッジ宣言を行うという目標を上げてはいかがでしょうか。

目標となる時期や宣言を示すことで、関係者の意識も高まり、取
組も進みやすくなるのではないかと思います。

また何をいつまでに進めていくのかという具体的なスケジュール
も見えてくるんじゃないでしょうか。

このような考え方について、担当課の見解をお伺いいたします。

○議長

はい。野田産業振興課長。

○産業振興課長

ちょっとこの質問に対して私はちょっとお答えしにくい。

令和9年度とか言われても、大変お答えしにくいので、確かに宣
言アドバルーンを上げて、それに向かってやるというやり方もあ
ろうかと思いますけれども、私自身は、一定の活動っていうもの
が、広がりを見せた段階で、こういった宣言をしていくっていう
のが、より実効性が高いものになるんじゃないかなと思います。

大木町でも過去に、何か宣言をやって、なかなかそれが形になら

なかったものもあつたのではないかなと思いますので、それはやはり、実践活動っていうんでしょうか、そういったものと両輪で回していくことが必要かと思っています。以上です。

○議長

よろしいですか。はい。町長。よろしくお願いします。

○町長

もう野田課長が、精いっぱいお答えされましたんで、私からあんまり言うことはないんですけども、ちょっと今質疑を聞いておりましたてちょっとイメージ的には多分野田課長のイメージどおりでいいかなと思っています。

ただやっぱり生産者、担い手をどう確保していくか、その生産者と担い手さんがわくわくするような仕組みっていうのはどういうものなのかというのは少し研究しないといけないなというふうに思ったところです。

それとあと環境循環の物語ということで施政方針で述べさせていたいただきましたが、ちょっと今回の質疑で余りなかったんですけど環のかおりについて、福岡6次化セレクション特別賞というものを令和7年度受賞されました。

資源循環の物語ということで、もともと資源循環センターが、構想の中ではやっぱりあの中で全部関係していこうということだったというふうに私は理解をしております。

今の環のかわりについては民間の事業者様が取扱いを販売されて

おりますけどもそれにつきましては令和８年度からは、サステイナブルおおきに戻す。

そして、環のめぐみにつきましては今、公社のほうで取り扱っていますけども、やはりサステイナブルのほうで扱って直売所でしっかりと販売をしていく、そういった思いを込めて施政方針を述べさせていただいたところでございます。

先ほど宣言するかしないかということはどちらが先かということでございますが、これについては、令和８年度の後期か次の自治総合計画の準備段階に入りますので、当然資源循環のまちづくり、そして農業を基幹とする産業というのは大木町にとっては必要なものでございますので、しっかりとその辺検討して、施策に結びつけていきたいというふうに考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長

続きまして、二つ目の質問事項について質問してください。

○古賀靖子議員

ありがとうございました。

次に機構改革について質問いたします。

近年、退職される職員の方が増える一方で、若い職員の皆さんが多く活躍されるようになり、町の組織も大きく転換期を迎えていると感じています。

このような変化は、これまでの組織体制や業務の進め方を改めて

見詰め直すよい機会でもあるではないでしょうか。

また、人口減少が進む中であっても、行政に求められる役割や業務は幅広くなっており、限られた職員数の中で、より効率的で質の高い行政サービスの提供が求められていると考えています。

そこでお伺いいたします。

こうした状況を踏まえ、今後の組織体制の見直しや機構改革について、町長はどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長

はい、答弁を許します。広松町長。

○町長

9番、古賀靖子議員の一般質問にお答えいたします。

近年本町におきましては、退職者される職員が増える一方で、若い職員の割合が高まり、組織として大きな転換期を迎えていると認識をしております。

また人口減少が進む中であっても、行政に求められる役割は多様化しており、限られた職員数の中で、より効率的で質の高い行政サービスを提供していくことが求められております。

こうした状況を踏まえますと、現時点において大きな機構改革や、組織再編を行う時期ではないというふうに考えております。本町のような規模の自治体においては、組織の形を変えること以上に、職員一人一人の力を高め、組織全体の力を底上げしていくことが、行政運営の基盤となると考えております。

そのため、本町では、施政方針でも申し上げましたとおり、職員の育成を行政運営の重要な柱として取り組んでまいります。

若い職員が主体的に力を発揮できるよう、研修や実務経験を通じた人材育成を進めるとともに、組織全体で課題を共有しながら、政策形成能力を図り、将来の行政運営を担う人材の育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

あわせてデジタルトランスフォーメーションの推進による業務改革も取り組んでまいります。

行政手続のデジタル化や、業務プロセスの見直しを進めることで、事務作業の効率化を図り、職員が住民サービスや政策立案による力を注げる体制づくりを進めてまいります。

行政改革は、単に組織の形を変えることが目的ではございません。

住民サービスの質を高め、限られた行政資源の中で持続可能な行政運営を実現していくことが、本来の目的であると考えております。

今後とも人材育成と業務改革を着実に進めながら、必要に応じた組織体制の見直しについても検討し、持続可能で質の高い行政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で9番古賀靖子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長

機構改革についての再質問はありますか。

はい。古賀靖子議員。

○古賀靖子議員

ありがとうございます。

町長施政方針の中で、自治体経営の五つの戦略の第4として、自治体経営を担う職員の政策能力の向上について述べられ、その中で、自治体において、最適な人数の確保は難しく、限られた人材の力を最大限に引き出す方向にシフトせざるを得ないと発言されています。

また、予算審査の際にも、各課から職員数の関係で事業の優先順位をつけて取り組まざるを得ないと、どうしても後回しになる事業もあると言った説明を受けております。

しかし先ほどの御答弁では現時点において大きな機構改革や組織再生のお考えはないということで理解いたしました。

そこで、再度同じような質問で申し訳ありませんが現在の組織体制について町長はどのような現状認識をお持ちであり、また課題をどのようにとらえておられるのか、お伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。広松町長。

○町長

御質問ありがとうございます。

まず施政方針の中で、やれること、やれないことというお話もさせていただきましたし、優先順位についても述べさせていただきます。

たところでございます。

その上で答弁といたしましては、組織体制の見直しに当たっては、職員の働き方、働きやすさを確保するとともに、住民の皆様への行政サービスの維持向上の両立を図ることが重要であるというふうに考えております。

私が町長就任前の組織体制につきましては、これまでの運用の中で、決裁権限や役職の位置づけなどが分かりにくい部分があったと認識をしております。

町長選挙の討論会紙上においても、その改善の必要性について触れて触れさせていただいたところでございます。

また就任後、庁内で検討を行い令和6年度から、現在組織体制としております。

古賀靖子議員が以前一般質問において、令和3年、令和5年に組織機構についてのお尋ねを頂いておると記憶をしております。

特に職員とグループ長などの名称との関係や、決裁権限の所在が必ずしも明確でない部分があったりとか、職員中でそういった混乱があったとか、組織運営の面で分かりづらさが生じていたということが、そのときの認識ではなかったかというふうに存じます。

そのため現在の組織体制におきましては、決裁権限の規定に基づき、整理をするとともに、職員に基づいた、組織体系として簡素化を図り、その前の従前の機構組織に近い形に整理を行ったところでございます。

これによりまして決裁の流れや、責任の所在が明確になり、職員

全体において組織の役割や意思決定の流れについて理解が進み、現在は円滑に業務が進められているものと認識をしております。今後とも組織運営の状況を踏まえながら、より効率的で分かりやすい組織体制の方式に努めてまいりたいというふうに思っております。以上で答弁終わります。

○議長

3回目の質問ございますか。はい。古賀靖子議員。

○古賀靖子議員

先ほどの答弁で施政方針に関連して、また同じような質問になります。

町長は施政方針の中で、次、自治体経営の五つの戦略の第4として、自治体経営を担う職員の政策能力の向上を挙げられ、職員の政策能力向上のため、スキルを磨く、実践的な研修を充実させていくと述べられています。

また第5として、町政を支える基盤としてのDXの推進を挙げ、誰もが取り残されることなく、デジタルの恩恵を享受できる社会の実現を目指すとし、着実に取り組んでいくとも発言されています。

人材育成の推進やDXの推進を実際の業務改革につなげていくためには、具体的な取組の内容や実施時期が重要であると考えます。

これらの取組についていつ頃から具体的に進めていく予定なの

か、スケジュールの見通しについて、お伺いいたします。

○議長

はい、答弁を求めます。広松町長。

○町長

まず冒頭ですけれども、見通しというのは令和８年度では構わない
と思いますけどそれをどういった形で長期的にしていくかという
のをちょっと今日出されましたので職員の何でしたっけ。

人材育成計画職員の人材育成計画の中で述べられている部分もご
ざいますので、まず私が施政方針述べさせてもらったところ少し
重複するかもしれませんが人材育成とデジタルトランスフォーメ
ーション推進について述べさせていただきます。

まずDXの推進につきましては、施政方針でも申し上げました
が、単なるデジタル化や新たなシステム導入そのものを目的とす
るものではございません。

町民の皆様の立場に立ち、利用者目線に立った住民サービスの向
上を図るとともに、行政内部においては、業務の合理化と働き方
改革を進め、人口減少と担い手不足が進む中であっては、行政サ
ービスを持続的に提供できる体制を構築することが、重要である
というふうに申し上げたところでございます。

その具体的な取組として町民と行政、地域をつなぐ手段として、
地域コミュニティアプリの活用を検討してまいります。

行政情報の発信や地域活動の円滑化、また、災害時における迅速

な情報共有など、地域コミュニティの維持強化につながる仕組みづくりを進めているところでございます。

また、行政内部におきましては、生成A I の活用や電子契約の導入を進めるとともに、単に紙をデジタルに置き換えるのではなく、業務の進め方そのものを見直す、B P R、いわゆる業務改革に取り組むということでお話をさせていただいています。

職員の負担軽減と業務の質の向上を図るという観点でございます。

あわせて窓口や申請における町民の皆様の負担軽減、処置時間の短縮、災害時の情報伝達の迅速化など、具体的な成果につなげていきたいというふうに考えております。

また人材育成につきまして施政方針において申し上げましたとおり、自治体経営を担う職員の政策能力の向上を目指したいということで、具体的に言いますと令和7年度も行っていました。が、長瀬副町長、地方自治のまちづくりの専門の講師でもございますので若手職員のほうに座学とグループワークのほうをさせていただきました。

そのほかにも市町村研修所における研修であったり、中央研修というものもございます。

また令和8年度におきましては先ほどちょっと触れましたが、次期の自治総合計画の準備段階に入ります。

御承知のとおり若い職員が多くなってきていますので、しっかりとまた副町長に汗をかいてもらって働いてもらいたいと思っています。です。また、研修とグループワークのほうを、次年度は複数

回、行うということで計画予定をしているところでございます。
今後とも人材育成とD Xの推進の両輪として持続可能な行政運営
に努めてまいりたいというのが令和8年度の施政方針であります。
私も1期4年ということで、最後の年になりますので、令和8年
度精いっぱい務めさせていただきたいというふうに思います。
よろしくお願いします。

○議長

以上で9番古賀靖子議員の一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。再開を14時といたします。

休憩 1 3 時 5 1 分

再開 1 4 時 0 0 分

○議長

再開いたします。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
続いて、10番益田隆一議員の一般質問を許します。
益田隆一議員。

○益田隆一議員

今回は大木町の小学校教育生数の現状認識について質問いたしま

す。

先日、福岡県内の県立高校入試倍率に関する報道があり、筑後地区の主要校のうち、約半数が倍率1.0を下回っているとの内容でした。

実際に今見ていただいているこの添付資料1のとおりでございます。

約ほぼ半数が1.0を割っていると。

多分皆さんの母校も、驚かれる数字かなとは思いますが、これもこれが現状でございます。

この結果を見る限り筑後地区全体で少子化が確実に進行しており、本町においても例外ではなく、問題は着実に深刻化していると強く感じたところでございます。

少子化は全国的課題であると言われますが、全国的という言葉で、地域ごとの深刻さが覆い隠されていないかを感じております。大木町は、これまで大溝小学校、木佐木小学校、そして大莞小学校という3交代制で、教育環境を守ってきましたが、児童数の推移を校區別に丁寧に見ていくと状況は決して一様ではなく、とりわけ大莞小学校校区では、近年の人口減少と子育て世代の流出が顕著であり、一つの学級の維持すら難しい学年が出始めている現状が見えてきます。

まずお尋ねいたしますが、3校区の年齢別人口の実数推移をどのように分析しているのか。

転入転出の動向や、未就学児の実数、保育園や認定こども園からの接続状況を踏まえた、5年後、10年後、数十年後先の児童数推

計をどのような前提で算出しているのか。

さらに、単学級維持が困難となる基準を行政として、どの段階で判断し、その際にどのような対応方針を持っているのかを伺います。

○議長

答弁を許します。的場こども未来課長。

○こども未来課長

10番益田隆一議員の一般質問にお答えいたします。

議員御指摘の筑後地区全体における少子化及び近隣県立高校の入試倍率低下といった波は、本町においても全く例外ではございません。

本町特有の事情や各校区の実情をしっかりと直視し、子どもたちの未来を見据えた、教育環境の整備を講じてしていく必要があると認識しております。

現在の本町の児童数につきまして御説明申し上げます。

資料のほうを用意させてもらっております。

資料につきましては、令和8年3月定例議会、一般質問こども未来課のフォルダーの中に収めております。

こども未来課資料1、児童数の推移の表を御覧ください。

表の下段にお示ししておりますとおり、平成27年には、町全体で908名がおりました児童が、今年度、令和7年度には793名となっております。

さらに10年後の令和17年には559名にまで減少すると推計しております。

この将来推計につきましては、議員お尋ねのとおり、現在の未就学児の実数を基礎とし、近年の転入転出の傾向や、町内の保育施設等からの就学動向などの実績を加味して算出しております。

また、同資料の上段でお示ししている、新入生の推移につきましても、平成27年の159名から令和17年には、86名へと、およそ20年でほぼ半減するという見通しとなっております。

次に、こども未来課、資料2、行政区別、年齢別人口の表、令和7年4月1日現在を御覧ください。

表の中央付近、0歳から5歳までの未就学児の合計は、町全体で602名です。

これを校区別に見てまいりますと、大溝校区が280名、木佐木校区が219名であるのに対し、大荒校区におきましては103名となっております。

この数字を単純に6学年で割りますと、1学年当たりの平均が20名を下回る計算となっております。

このように、児童数が減少する中で、私どもが教育現場において最も危惧しておりますのが、単学級1学年1学級の維持が困難になること。

そしてそれに伴う複式学級の発生でございます。

国の基準におきましては、隣接する2学年の児童数が合わせて16人以下、あるいは1年生を含む場合は8人以下となった段階で、複式学級を編成することとされております。

学校教育を預かる立場といたしましては、この複式学級の編制は極力避けたいというのが率直な思いです。

その最大の理由は、子どもたちの学力の保障と、集団行動における制限への懸念でございます。

一つの教室で複数の学年を同時に指導することになれば、きめ細やかな指導が難しくなることは否めません。

また、同世代の多様な意見に触れる機会が減るだけではなく、運動会などの学校行事や体育の授業においても制限が生じ、子どもたちの豊かな社会性や協調性を育む上で影響を及ぼしてしまいます。

したがって、単学級の維持が困難なる判断の目安につきましては、先ほどの0歳から5歳のデータ等に基づきますと、10年後に、国の複式学級編制基準に抵触する可能性は極めて低いと予想されていますが、集団での学びの困難が生じる段階が検討の時期としてとらえております。

今後の対応方針といたしましては、何より子どもたちにとって最適な教育環境を保障することを最優先といたします。

単学級の維持が困難となる前に、町全体の学校規模の適正化や、新たな教育環境の在り方について、早期に保護者や地域と一緒に子どもたちの未来の学力と豊かな学校生活をどのように守っていくべきか、丁寧に協議してまいりたいと考えております。

以上、10番益田隆一議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長

小学校児童数の現状認識についての再質問ありますか。

はい。益田隆一議員。

○益田隆一議員

先ほどの課長、ちょっと待ってくださいね。

もう一度開催しますんで。

御覧ください。

先ほど課長が作っていただいた資料、出ますかね。

出ますかね、グラフは。

先ほどの答弁の内容で0歳から5歳児のデータ等に基づくと10年後には国の複式学級編制基準に抵触する可能性は極めて低いと。

予想されるとありますけど、ちょっとだけ重箱の隅をつつかせていただくと、今これある資料の中で、これが今上から見ると木佐木、大溝、大荒とありますよね。

令和8年がちょうど見ますと117とありますが、ここから横に1年ずつなっていくんですよ。

すると、この辺分かります上下がありますから、この令和13年2031年のところから、きれいに1人ずつ減っているんですね。

ですから、これが予想した数字かどうか分かりませんが、これは、この数字が正しいかどうか私も分かりませんが、ちょっとこの数字の出し方は疑問符が残るかなというところで思います。

ですから10年後にこの数字上で恐らく極めて低いかもしれませんが、この上下ともやはりこうなりますよね。

こうなるところを考えるとどうなるか分からない。

そこはちょっと、つつかせていただければなあというところで、先ほどの答弁内容含めて、私はこの人口減少の原因については、単純にこの出生率が減少しているから、児童数が減っているっていう説明だけでは本質はとらえてないのかなというふうには考えております。

この人口動態というのは、自然減だけで決まるものではなくて、新たに流入する世帯数によって大きく左右されるものとは思っています。私の考えなんですけど、出ていますか。

その流入の前提となる住宅を供給する構造が校区ごとに大きく異なっているのではないかという視点からの検証が必要ではないかというところで考えています。

大溝校区や木佐木小校区というのは、皆さん御存じのとおり西鉄沿線沿いという立地条件の中で、一定の住宅供給が継続して、子育て世代の流入が維持されている一方で、大莞校区は残念ながら駅がなく、まとまった住宅開発も限定的であるため、結果としては子育て世代の流入が極めて弱い構造が続いているのではないかと思います。

これは単なる自然減というよりは、住宅供給と土地利用政策の違いがこの人口動態に影響している可能性が高いと考えます。

そこですすね、今この見ていただいている資料というのが、これは建設水道課に協力頂いて、とりわけ課長には御尽力頂きました。

野田課長ですすね、ありがとうございます。

数字出すのが大変だったと思います。

あえて名前や住所を伏せております。

これは平成27年、左から見ていただくと、28年、29、30、令和7年度まで。

これは事実に基づいて数字として明確にあらわした資料になります。

薄々とは分かっていましたが、これだけはっきりした数字で表すと大変私も驚きでございました。

平成27年以降過去10年間にわたる条件としては、4戸以上4戸です、ね、四つ、四つ以上及び1000平米以上の分譲区画の区画数、分かれますかね。

開発っていう4区画ですよ。最低限が。

大溝校区で全体の104区画、木佐木工区でこの中で97区画であるのに対し、大莞工区はどれぐらいだと思われますか。ゼロなんです。10年間で。

これ特に大莞校区というのは10年間という期間においてまとまった分譲供給がなかったという明確な事実であります。

ただし条件としては、例えばその農家の方が、御家族の方で、息子さんが戻ってきたから同一敷地内に新築の家を建てたとか、もしくはこの4区画未満ですから、3区画のミニ分譲とかこの開発行為は含んでいません。ですから、若干あると思います。

大莞校区の中でも2区画とか3区画。

そこは含めていませんけれども、ただあくまでもこの中で見ると、こういう数字が出ていると。

さらには、これを御覧頂きたいと思います。

出ましたか。なんか出ていますか。グラフ出ていますかね。

これは、この現存する、今現存する賃貸住宅戸数、真ん中にアパート名がずっとあるんですけど、これはですね、大溝校区545戸、木佐木校区562戸に対し、大莞校区は110戸にとどまっています。

この110戸の中に、これビレッジハウスってのが雇用促進住宅なんですけど、この60戸を除けば50戸だけとなります。

原田議員これで間違いないですかね。

分譲と賃貸合わせたこの居住できるこの受皿としての規模というのは、大溝校区で645木佐木校区で659に対し、大莞は僅か110と。

この雇用促進住宅除くと哀れなもんですね。

となると、他校区の約6分の1の規模しか、住宅供給力が存在していないという現実が数字で見てとれるのかなというふうに思います。

住宅というのは人が入る器であって、その器が存在しなければ、この転入というのは起こり得ないんですね。

どう考えても。

そうすると、これ一般的なんですが、この地方では賃貸の100戸に当たり、100戸に当たって大体10人前後の小学生が潜在供給が見込まれるとされているんですね。

仮に10人と仮定しても、大溝では約51人、木佐木では約53人、一方大莞では10人から11人程度にとどまって、毎年1学年を安定的

に維持できるこの住宅母数を持っていないのが、数字として推察されます。

さらに分譲100区画が供給された場合、約3割から4割ぐらいが、子育て世帯とあると仮定すれば、30世帯が定住して、1世帯当たり大体約子供が1.5人と仮定すると、50人規模の児童増加が余地が見込まれる計算となると。

実際にこの大溝や木佐木というのは、一定の住宅供給があったおかげで、児童数の維持が同時に発生していて、この循環が存在しているんですね。

一方で大莞にはその循環が全く存在していないと。

住宅供給がとまった校区では、児童数の減少が加速するという相関関係が見られてくるのではないのかなというふうに思います。

私はここで人口が自然に減ったのではなくて、人が入る器が用意されていなかったのではないかという仮説を提示したいと思っています。

大莞校区だけが、過去10年間とまった住宅供給がゼロであるという事実は、児童数減少の一因となっている可能性を否定できないのではないかと思います。

あわせて、大莞校区内の農地面積過去20年間の農地転用件数、宅地転用実績農業振興地域による制約状況や排水やインフラ整備条件など、制度、構造的要因が住宅供給を抑制した側面がないのか。

町として校区単位内で、住宅供給戦略を持っているのか。

それとも、全町一律のこの枠組みの中で、結果として格差が生じ

ているのか。

執行部としての明確な見解をお示し頂きたいんですが、これ副町長に答弁を求めたいと思います。

○議長

答弁を求めます。副町長。

○副町長

10番益田隆一議員のですね、再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、3地区のうち大莞小学校区については、近年人口減少や子育て世帯の流出が見られることについては町としても認識しており、3校区体制を維持していく上で重要な課題であると受け止めております。

次に、議員が指摘されました制度、構造的な要因についてでございますが、本町の土地利用制度につきましては、全町域が、農業振興地域に指定されておりますが、いわゆる白地地域も存在しており、宅地利用の可能性を有する土地も一定程度ございます。

大莞地区の農地面積は、250万1128平米ありましてそのうち白地の面積が、17万5494平米でございます。

農地面積に占める白地面積の割合は7.1%となっております。

過去20年間の住宅用地転用件数は、約51件で、住宅転用面積は合計2万3510平米となっております。

また、本町は都市計画区域外であり、用途地域の指定はなく、建ぺい率が70%、容積率が200%といった土地利用条件となっております。

ります。

このような土地利用制度につきましては、町内全域で共通しており、制度的な面では特定の校区のみ住宅供給が制約されているという状況ではないと認識しております。

一方で、居住地の選択に当たりましては、交通の利便性や通勤通学環境、あるいは生活の利便性などが様々な要因が影響するものと考えられます。

その意味では、大莞地区においては、西鉄の駅が校区内に存在していないことが、地域構造上の遅延が一定程度影響している可能性があるというふうに認識しております。

また、町の住宅供給の在り方につきましては、これまで行政が指導して、大規模な住宅開発を進めてきたというよりも民間企業による住宅整備の中で、田園環境と住環境が共存する形で居住環境が形成されたように特性があります。

したがいまして、現在、本町の、自治総合計画では持続可能な土地利用の方針を掲げ、居住機能誘導地区や産業都市、誘導地区の位置づけをしております。

その中で、大莞小学校周辺については、居住機能誘導地区として位置づけておりまして、住宅立地を促していく方向性を示しているところであります。

今後も町全体の土地利用政策の中で、地域状況や社会状況を踏まえながら、定住促進の居住環境の確保について検討していく必要があると考えております。

以上で10番益田隆一議員の再質問に答弁を終わります。

○議長

3回目の質問ございますか。はい。益田隆一議員。

○益田隆一議員

建ぺい率70パー、200パー、野田課長懐かしいですね。

景観土地利用条例であれだけ、やり合った中で、数字が果たしてそのままなっていたらどういう状況になっていたかと。

あえてここでは言いませんけれども、やはり農振地区という大木町の状況は分かるんですが、やはり白地というのは、私の中の範囲では、やはり木佐木校区と大溝校区は、やはりそれなりの白地っていうのは存在していて、いい場所が白地なんですね。

この大莞校区というのは、もうパッと見、真っ青なんですよ。これ私確かにこの数字上は若干の白地はあるかと思うんですが、やはりこの数字上だけであって、いいところに白地があるかというとなかなか難しい状況ではないのかなってのは私の見解なんですね。

先ほど副町長がおっしゃったとおり大莞小学校校区にはそういうゾーンを設けている、というふうに言われてらっしゃったんですけれども果たしてそれが本当に町民であれ、造成する業者がどれだけ知っているかというとなかなか周知までは至っていないのかなというふうには感じております。

残念ながら特に目立った施策的なものは、なかったのではないのかなというふうには判断せざるを得ないのかなというふうには思

っております。

この大莞校区内のこの過去から数字の実態と現状を照らし合わせれば、事前にこうなる状況は分かっていたと。

あえてそこには手をかけなかった。

結果、20年後には子どもの声が聞こえなくなってしまったと。

こういうことにならないように、今からでも遅くはないので、しっかりと注視していくべき地域だと私は思っております。

そしてここからが重要な提案で、私が独自に人口構成と年齢別推移を検証し、未就学児数とこの転入転出の動向を積み上げて試算した結果、大莞校区、年間約3世帯の子育て世帯の純増。

もしくはこの流出抑制が実現できれば、一定規模の児童数維持が可能であるという結論に至りました。

私の優秀な秘書でございます。

何度、繰り返してもこの3という数字が出てきます。

これがやはりボーダーなのかなって思います。

現在のこの人口構成では、1学年当たり毎年1人から2人程度の減少が見込まれており、このまま推移すれば、的場課長おっしゃったとおり、複式学級の検討水準に達して、最悪の場合その先には、学校再編成議論ということにもなりかねないのではないかなと思います。

1世帯当たりの子どもが1人から2人と仮定しますと、減少を相殺するためには、何度も言いますが年間3世帯程度の純増が必要であると思います。

これは拡大ではなくて、この縮小をとめるための最低限の防衛ラ

インが3名だと。

この3世帯という数字は小さく見えるかもしれませんが、明確な目標として掲げなければ、この政策は具体化しません。

定住促進に努めますと、抽象論で設けるのではなくて、年間3世帯という目標を掲げて、その達成状況を毎年度見直していただく仕組みが必要ではないのかなというふうに思います。

その上で申し上げたいのは、この住宅供給というのは偶然に任せるものではなくて、意図的に設計するものであるという視点でございます。

ある人から、提案頂きました。

過去に元雇用促進住宅の駐車場として利用されていた町有地もそのままになっていると。

その土地を民間に条件付で払下げをして、大莞小学校区内の子育て世代向けの分譲住宅を大義とした開発を促すことにより、あの草ぼうぼうである駐車場を管理する手間もなくなって租税公課も増収します。

子育て世代の流入も見込めますと、町としての施策としては、大莞校区においては、小学校を中心とした、先ほど副町長が述べられましたこの半径数百メートル圏内を戦略的居住エリアとして誘導していただくと、これを位置づけて、もう一つは農振除外の見直し、この小規模分譲をここに誘導するという、空き地の宅地転用支援などを前向きな土地利用戦略を策定することが、必要ではないのかなというふうに思います。

そうすることによってこの小学校近くの子育て世代が進む構造を

意図的につくることができるのではないのかなと思います。

これもある方がおっしゃっていらっしゃいましたね。

この農地保全はとても重要ではありますが、全てを一律に守るという姿勢が、結果として地域としての子ども減らしてしまうのではないかな。

そうなのであれば、それは将来世代にとって本当に望ましい選択なのかというのを問い直す必要がございます。

小学校周辺の限定エリアについては、農振見直しや用途調整を戦略的に行っていただいて、教育環境と住環境を一体化させるこのゾーニングを検討すべきであると考えます。

もうこれは私聞いてなるほどなと思いました。

ある方が言われまして農地は守ることはできた。

気づけばそれを耕す人がいなくなっていたと。

これは明言とも言えますね。

さらに空き家の実態調査を行っていただいて、子育て世代向けの改修補助制度を見直していただいて、一定期間の定住を条件とした支援制度を設けると。

校区外からの通学、希望者の受入れ制度も、検討すべき時期に入ってくるのかなというふうには思います。

これ柔軟に打ち出していただいて小規模校としての少人数教育の魅力を確認に打ち出していただいて、町内外へ発信すると。

隣筑後市ですから。

土地政策等教育政策を分離せずに統合的に実行する必要もあるのではないかなというふうに考えます。

この小学校の存続というのは、単なる施設の維持ではなくて、地域の未来を左右する政策そのものでございます。

子どもの声が聞こえなくなった行政区というのは、急速に活力を失います。

木佐木校区内でも、ある行政区の中では育成会事業が成り立たないと、区長の方が悔やんでいらっしゃる声も聞いたこともあります。

この校庭の声や通学路の子どもの姿が地域で見れるというのは、地域が活着ている証ではないのかなというふうには思っています。

ここで伺いたいんですが、この町としての大莞校区の小学校の存続を今後どのようにしていきたいのか、どのようにしていくのか。

この明確な数値目標を掲げて、その達成のために、小学校周辺の居住誘導という具体的な土地利用戦略を打ち出していただいて、農振見直しを含めた前向きな議論を開始する意思があるのか。

この行動計画を示すためにも、町としても明確な方針をお示し頂きたいのですが、大莞校区のためにも、出身地区である、町長にぜひ見解をお伺いしたいと思います。

○議長

答弁を許します。広松町長。

○町長

再々質問ありがとうございます。

木佐木地区の益田議員のほうから、大莞校区を大変心配頂いて、
なかなか、

推計も出していただきまして独自推計ということで、多分チャッ
ピーなのかなというふうに思ったところでございます。

ちょっと答弁書をつくっておりますが、少し白地について少し述
べさせていただきます。

もう御承知のとおりでございますが、大溝校区、木佐木校区にお
きましては、土地改良事業がされてない。

もともと穴あきをされた地域があったということで、恐らく分
譲、それなりの大区画または中規模の区画がそこで形成をされた
という背景があるかというふうに思います。

その認識は同じでございますが、大莞におきまして白地はある
にしても、なかなかネギだれですっていう形だというふうに思い
ます。

それとあと農振の除外についてでございますが、平成29年だった
と思いますが、除外をしております。

ただ福岡県自体は、農振地域は、守っていくと国全体として農地
を守っていくという立場でございますけども、一応平成29年に社
会経済変化があるということで、長年農振の見直ししていません
でしたが、県と協議をしまして、見直しを行っています。

平成29年だったというふうに記憶をしています。

農地見直しにつきましては、社会経済の変化を伴うを伴った10年
ぐらいのスパンで見ましようよということなのでそろそろ見直し
の時期には来ているのかなというふうに、先ほど質問といえます

か、御提案を頂いたときにちょっと感じたところでございます。

私自身も、大莞校区出身でございますので、人口動態や児童数の推移については、本当に強い関心を持っております。

ちょっと抽象的な部分じゃなく、明確にということではございますが、少し抽象的なお話をさせていただきます。

大莞小学校は単なる教育施設にとどまらず、地域交流や地域文化の拠点として、長い歴史の中で、地域とともに歩んできた学校でございます。

その存在は地域にとって大変大きなものであるというふうに認識をしております。

議員御指摘のとおり、学校を維持し、地域の活力を保っていくためには、一定の居住人口を確保していくという視点は大変重要であるというふうに考えます。

一方で、人口減少社会の中においては、単に住宅を増やすということだけではなく、地域が持つ魅力や特性を生かした地域づくりとあわせて、定住促進を図っていくことが重要であると考えます。

大莞校区には、地域のつながりの強さ、自然環境の中で子どもたちが育つ環境といった大きな魅力がございます。

また大莞まつり、回を重ねますごとににぎわいを増してきておりまして、地域の誇りや結束、いわゆるシビックプライドのあらわれを感じる、そういったお祭りでもございます。

また大莞小学校では、ジュニアバレーの練習場ということにもなっておりますし、スポーツ活動も盛んでございます。

また運動場、御承知のとおり、芝生、大木町の中で、有志の運動場の中で唯一芝生化されたグラウンドでございます。

このようなものをしっかりやっぱり生かしていくというのも大事なのかなというふうに感じております。

このような環境は自然の中で子どもを健やかに育てたいと考える家庭にとって非常に魅力的ではないかというふうに思うところでございます。

また大莞校区につきましては、大規模な開発なかなかむずかしゅうございますが、県道沿い、また学校周辺などにおいては近年、緩やかではございますが、住宅建設が見られているところでございます。

このように地域の中で、立地条件に応じた住宅の立地が進んでいる状況はあるというふうに認識していますただ先ほど推計されました3戸というところまでは言っていないかなというところと、また地域の偏在というのも先ほど益田副議長のほうから御指摘あったとおり、地域の中でも偏在があるというのは当然間違いないことでもございます。

今後につきましては町全体の土地利用の考え方を踏まえながら、地域ごとの特性を生かした形で、定住環境の確保に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

なお本町では、令和3年度に自治総合計画を策定をしております。

土地利用や定住促進の方向性を示してきたところでございますが、人口減少の加速化、また地域ごとの人口動態の変化を踏まえ

ますと、より具体的で実効性のある施策について、検討を深めていく必要があるというふうに認識をしております。

古賀靖子議員のときもちょっとお話をしましたが、令和8年度から次期の自治総合計画の策定準備に入る予定でございますので、その中で住宅立地の在り方や、地域の特色を生かした定住促進の具体的な施策についても、地域の状況を踏まえながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

最後になりますが、大荒小学校、創立150年という長い歴史の中で、地域とともに歩み、多くの子どもたちを育んできた学校でございます。

私自身もこの地域で育った1人として、その歴史と地域の誇りを次の世代につなげていく責任を強く感じておりますのでしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長

益田議員よろしいですか。はい。若干時間あります。

○益田隆一議員

大木町の特徴としましては、先ほど町長もおっしゃったとおり、校区内の文化であつたりとか、大溝、木佐木、やはりこれ、それぞれ特色と歴史がやはりあるんですね、歴史を調べてみますとこの地域コミュニティの存在というのは、大変大きな力でありますから、地域特性を生かす視点でも重要なのかなというふうには思

います。

大荒小学校の、先ほどおっしゃられました、この芝生の運動場というのは、ほかの学校にはない大変大きな魅力でございます。

これ実際にあった話なんですが、わざわざ町外から来られる方が、芝生だから行きたいっていう方がおられたんですね、これ実際の話でございます。

町外からピンポイントに大荒小学校がいいんですってこられたんですね。

やはりあれぐらいの、ちょうどいいぐらいの規模であって、芝生が物すごくよかったと木佐木、大溝ではないんですって言われたんですね。

そういう点も生かすべきではないのかなというふうには思います。

これは誇るべき資源でございまして、財産を強め、積極的に生かしていただいて、学校と地域が一体となった前向きな取組を進めていただければと願ひまして質問を終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長

以上で、10番益田隆一議員の一般質問を終わります。

続いて最後、13番中島和正議員の一般質問を許します。

二つの質問事項があるので、一つずつ質問してください。

中島和正議員。

○中島和正議員

それでは、しんがりを務めますのは、13番議員中島和正でございます。

議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

2点の質問項目がございますので、1問ずつ、質問をさせていただきます。

まずは、町内の住環境の向上のために、除草対策の強化を求めるということでございます。

現在、本町におきましては、少子高齢化の進展、及び農業者等の減少によりまして、空き家は増加の傾向であり、空き家に付随するにはなどの植栽の繁茂や、農地の畦畔等で管理の行き届かないか所における雑草の除去の問題が顕在化しつつあるととらえております。

町では、これまで農林水産省の支援を受けまして、地域における環境保全事業に取り組むことで本町の魅力の一つである田園風景を維持してまいりました。

その事業では、掘り割りの保全や畦畔の除草雑木の撤去など、住民の皆さんの協力のもと、一定の成果を得ていると評価をいたしておるところでございます。

しかし一方でさきに述べましたとおり、空き家や農地等における除草、剪定等の作業を依頼したい旨の住民の声を一定数聞き及んでおります。

公益社団法人シルバー人材センターが解散をされ、社会福祉法人

大木町社会福祉協議会の協力のもと、仕事コンビニ事業へと移行しておりますが、剪定や除草作業は受注から外しておられ、相談から実施まで、その要求に応えられていない。

以上のことから、本町における除草等に対する広範な考え方をどう整理されているのか、町の考え方をお尋ねいたします。

○議長

答弁を許します。杉福祉課長。

○福祉課長

13番中島和正議員の一般質問にお答えします。

議員御指摘の空き家や農地等の維持管理における除草、剪定ニーズへの対応及びお仕事コミット移行後の業務範囲に関する本町の考え方について、その経緯と今後の施策をあわせてお答えします。

昨年度解散となった公益社団法人大木町シルバー人材センターは、平成17年の独立以来、長きにわたり、地域社会の活性化に大きく寄与してまいりました。

令和4年度の入会率は県内1位を誇り、人口2万人未満の自治体で、契約高が1億円を超えるセンターは、九州内でも極めてまれであり、その経営努力は高く評価されていたところであります。しかしながら、その一方で、会員の深刻な高齢化が進行し、それに伴う担い手不足が限界に達しておりました。

発足当時は6割を超えていた60歳代の会員が、令和5年には約

2割まで減少し、会員の平均年齢も著しく上昇しました。

この担い手不足により、当時から剪定や草刈りといった住民ニーズに対し、数か月お待たせする、あるいは依頼をお断りせざるを得ないという組織としての機能維持の限界に直面していたのが実情でございました。

こうした課題を打破するため、町では、令和4年度に秋田県藤里町と岡山県奈義町への視察研修を実施いたしました。

藤里町では、シルバー機能を社協内に持ったシルバーバンクから全世代型のプラチナバンクへと発展させています。

また、奈義町では、シルバーの枠組みを超え、子育て世代なども含めて、隙間時間で働ける仕事コンビニへと移行し、地域課題の解決と就労機会の創出を両立させております。

これらの事例は、人口減少社会においてシルバー単独での維持に固執せず、より柔軟で包括的な組織運営が必要であることを示唆するものであります。

これを受け、令和5年度には、藤里町社会福祉協議会の菊池まゆみ氏を招いて、町民対象の講演会を開催するなど、機運を高め、令和6年度にシルバー人材センターを解散。

社会福祉協議会と統合し、社協内に就労生涯活躍支援係を設置して、お仕事コミットとして再出発を図った次第です。

現在、シルバー会員の約85%が継続就労されており、組織の移行は順調ですが、議員御指摘の除草、剪定の受注制限については、担い手の安全と深刻な人手不足という二つの側面から、慎重な判断を行っております。

現在の会員構成では、猛暑下での重労働や高所作業に対応できる担い手が不足しており、無理な受注は重大な事故につながりかねません。

そのため、社会福祉協議会による安全確保を最優先とする判断を町としても尊重しております。

このことから、本町における除草、剪定等に対する広範な考え方につきましては、現在3層の役割分担により整理を図っております。

まず第1に、専門的、広範囲な作業への対応です。

空き家や空き地、農地等の大規模な作業または専門技術等要する剪定については、民間活用を前提としております。

町においても、安全管理を担保できる地域の民間事業等へ円滑な橋渡しとして、関連ホームページ等にて情報提供を行い、町民の皆様への依頼に少しでもこたえる仕組みを整えてまいります。

第2に、日常的な困り事への対応です。

令和8年度より社会福祉協議会が開始する予定の有償ボランティアサービスにおいて、生活動線の草取りや枝切りなど、日常生活に支障がある範囲の軽作業で、かつ安全が担保できる範囲に特化して対応してまいります。

これは支援が必要な高齢者等々、事前登録されたボランティアを社会福祉協議会がマッチングするものであり、地域住民による助け合いの仕組みとして再構築するものです。

第3に、担い手層の拡大と、業務範囲の再検討です。

お仕事コミットの狙いは、高齢者のみならず、子育て世代や若い

世代など、全世代型就労による活躍を支援することにあります。
コンビニのように気軽に立ち寄り、自分の強みや隙間時間を生かして働ける環境を整えることで、担い手の全世代化を図ります。
将来的に現役世代の登録者が増加し、安全な作業体制が再構築された段階においては、現在困難と判断している業務範囲を再び拡大できるよう、社会福祉協議会と継続して協議を進めてまいります。

大木町が目指すべきは、シルバーが培ってきた就業による生きがいづくりの精神を社会福祉協議会の地域福祉ネットワークと融合させ、持続可能な地域共生社会を実現することです。

社会福祉協議会は、町の外郭団体ではございますが、民間の自主的な組織であり、町とは対等な立場で自立した運営を行う団体でございます。

町といたしましても、社協の主体性を尊重しながら、町民の皆様の困りごとに一つ一つ丁寧に応えられる体制が維持できるよう協力してまいります。

以上で13番中島和正議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長

町内住環境の向上のため除草対策の強化を求めるについての再質問はありますか。中島和正議員。

○中島和正議員

それでは再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁におきまして、これまでの経緯、いや、現状の認識、それから、それぞれの役割分担や目指すべき社会を実現するために、不断の努力をしていくと、いうふうな決意というふうに受け止めさせていただきました。

ただ一方で、答弁にありましたような情報が町民の皆さんに的確に届いていないということも課題として残ります。

町のホームページに掲載をしているものの、実際に草刈りや剪定作業をどこに依頼してよいのか分からないとの声も一定数届いておりますし、シルバー人材センターが存在をしていたときには、月10件、年間にして120件を上限として、対応を頂いていたとことでございまして、その超過分についてはお断りをしていたということでございます。

ただ、過去におきまして、これだけの住民要望があっていたことに対しまして、新年度から始まる有償ボランティアサービスでの対応や、お仕事コミットでの対応をお願いすることになるかとは思いますが、その作業の範囲や除草機器を使用する範囲での対応が可能か、また、シルバー人材センターの代替組織としての実効性の高い対応が可能なのか、現時点におきましての見通しを登録者数なども交えて、せつかくの機会でございますので、長瀬副町長に答弁を願いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。長瀬副町長。

○副町長

13番中島和正議員の再質問にお答えいたします。

議員御指摘の除草作業に関わるシルバー人材センター代替組織の実効性についてですが、前提として、シルバー人材を取り巻く社会環境が大きく変化しております。

例えば、民間企業における定年制延長による70歳までの就業機会の確保、あるいはシルバー人材の減少、一方で、提供するサービスの質の維持、改善が求められております。

なお、社会福祉協議会に確認したところ、有償ボランティアの説明会において、全体で10数名の方が登録され、草取りができるボランティアは何人になるかは現時点では不明というところでございます。

人口減少、高齢化と、高齢者単身世帯社会の到来を踏まえまして、町民が豊かな田園環境の中で、健康で安心して暮らせるまちをつくることが重要と認識しております。

そのためには、草刈り等の問題を解決するために、社会福祉協議会が構築しているお仕事コミット、または来年度から予定している有償ボランティアサービスなどの活用や改善に加え、新たな仕組みも差し込みながら、町民あるいは社協あるいは活動団体、事業者と行政とが共有する環境形成のプラットフォームを構築し、それぞれの役割分担に基づき、連携と協働のまちづくりを進めていくことが重要と認識しております。

プラットフォームのイメージは、以下のようなことが考えられます。

一つは、地域活動の一環として実施しているお仕事コミットや施工予定の有償ボランティアサービスの業務領域の明確化や、あるいはシルバー世代だけではなく多様な世代の参加、あるいは、加えて、本町がですね公開しております草取り業者に関する情報の信頼性を高めるため、商工会議所と連携をしながらトラブル防止や、料金統一基準などの基準づくりをすることによって透明度がアップすることができると思います。

二つ目としては、高齢者に優しい庭の草むしりの新たな取組組織を推進するために、樹木管理に携わってきたプロによるボランティアあるいは居住者に対するアドバイスを通じて、高齢者の生活を支える仕組みも構築することも重要ではないかと、このように認識しております。

また、三つ目として、草むしり産業の少人化あるいは少力化を図るため、社協、あるいはボランティア団体となどにリモコン草取り機などの貸出しサービスみたいなものを提供する仕組みを構築することも大変重要なことだと思います。

四つ目として、高齢世帯の庭仕舞いを支援するために、庭木の伐採や庭の撤去、あるいは整備費用の一部にする仕組みを検討することも重要かと思う。

最後に、空き家は防犯、防火性能の低下、あるいは衛生面の悪化、地域環境への影響を与えるため、老朽化した空き家の取組制度の充実など、多様な主体と行政とが連携協働を図り、環境形成のプラットフォームを構築するために、財政措置の問題とか、役割分担などを伴う課題もありますが、全町的なプロジェクトを組

織して、調査検討を進めてまいりたいと思います。

以上で13番中島和正議員の再質問に答弁を終わります。

○議長

3回目の質問ございますか。はい、中島議員。

○中島和正議員

先ほど、長瀬副町長のほうから、5項目にも及ぶプラットフォームのイメージ、懇切丁寧に説明を頂きました。

ある程度、私も今初めてお聞きしましたので、

私自身の考え方とこれから照らし合わせて、そのイメージをしっかりと実社会において結実していくような動きにつながることを期待したいというふうに思います。

これから、様々な問題あるかと思いますが、副町長トップに、横断的な組織、役場の庁舎の横断的な組織の力を結集して、この問題、住みよい、大木町の住環境づくりのために尽力していただきたいと心から願ひまして、1問目の質問を終わらせていただきます。

○議長

続いて二つ目の質問事項について質問してください。

中島和正議員。

○中島和正議員

次に小規模事業者振興の振興策強化のための条例の制定を求める
といった点でございます。

こちらは、国におきまして、2014年に小規模企業振興基本法を施行され、各自治体の実情に合わせた施策を計画的に推進するために、法的な根拠を定められたものでございます。

これは小規模企業の経営支援や事業承継地域資源の活用や新陳代謝の促進を目的とされておりまして、地方自治体が地域経済の基盤である小規模事業者の持続的な発展を支援するため、自治体の基本理念を明確にし、施策の方向性や自治体、事業者の責務を明確にするための条例でありまして、2015年以降多くの自治体で制定されております。

中小企業家同友会全国協議会調査で、全国47都道府県と756市区町村で2024年11月末、現在でそれだけの数の自治体が条例を制定されております。

本町におきましても、町内事業者の創業と育成、次期総合計画との連携や計画的かつ継続的な施策の展開を明確に実施していくため、条例の制定を求めたいと思いますが、考え方をお願いいたします。

○議長

答弁を許します。広松町長。

○町長

13番中島和正議員の一般質問にお答えします。

小規模事業者は地域経済を支える重要な存在であります。

本町においても、多くの事業者の皆様が地域の雇用や暮らしを支えていただいております。

また小規模事業者は、地域の生活サービスを支えるとともに、地域コミュニティの維持にも大きな役割を担っており、その振興は、持続可能な地域づくりの観点からも重要な課題であると認識をしております。

中島議員の質問要旨で述べられたとおり、国においては、小規模企業振興基本法が制定され、全国の自治体においても、小規模事業者の振興を目的とした条例制定の動きが広がっているところがあります。

本町におきましても、こうした動きについては承知しており、また、この案件につきましては大木町商工会役員様と議会議員各位との意見交換がなされたとお聞きをしております。

一方で、本町におきましては、これまでも商工会と連携しながら、各種事業に対する支援や事業予算について必要な対応を行い、小規模事業者の支援に取り組んできたところでもあります。その上で、条例を制定することにより、小規模事業者振興に関する基本的な理念や方向性を明確にするとともに、町、事業者、商工会、地域社会、それぞれの役割を共有し、地域全体で、小規模事業者を支えていく仕組みを整えることにつながるものと考えております。

また、条例として位置づけることにより、今後の支援施策の継続的かつ計画的に進めていくための基本的な枠組みを明確にするこ

とができるものと考えております。

今後につきましては、地域の事業者や商工会などの関係団体の意見も伺いながら、事業継承、人材確保、販路拡大、創業支援など、本町の実情に合った小規模事業者支援の在り方について整理を行い、検討を進めてまいります。

あわせて条例の理念と実効性のある施策が連動するよう検討を進め、必要な施策につきましては、小規模企業振興基本計画に沿いつつ本町の地域事情に即した形での支援としてまいりたいと考えております。

以上で13番中島和正議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長

小規模事業者の振興策強化のための条例の制定を求めについての質問ありますか。はい。中島和正議員。

○中島和正議員

それでは再質問をさせていただきます。

先ほどの町長の答弁におきまして小規模事業者が地域経済や地域コミュニティを支える重要な存在であるということ。

また、条例を制定することによりまして、理念や方向性を明確にし、支援施策を継続的、計画的に進める枠組みになるとの認識が示されたと思います。

この点につきましては、私も大変重要であると共通の認識でございます。

しかしながら、本町におきましても、事業者の高齢化や後継者の不足などを小規模事業者を取り巻く環境は年々、ますます厳しくなっており、支援の必要性和緊急性はますます高まっていると思います。

また、全国の自治体でも、小規模事業者振興条例の制定が進んでいる中で、本町としても、地域経済を守るという観点から、より明確な方針を示す時期に来ているのではないかと考えるところでございます。

答弁におきましては、今後、意見を伺いながら整理し、検討を進めるということであり、現時点での町としての方向性がやや見えにくいと感じたところでございます。

そこで、町長として、小規模事業者振興条例については、本町においても制定することが望ましいと考えておられるのかの確認と、検討を進めるに当たりまして、条例制定の可否について、どの程度の時期をめどに一定の方向性を示されるお考えなのか、改めてお伺いをいたします。

○議長

答弁を求めます。広松町長。

○町長

13番中島和正議員の再質問にお答えいたします。

本町におきましてはこれまでも商工会と連携しながら、商工会の皆様からの御要望を踏まえ、必要な支援については事業予算に反

映するなど、小規模事業者の支援に取り組んできたところでございます。

こうした取組を通じて自主的には商工会や事業者の皆様の声を政策に反映しながら支援を進めてきているものということで、ちょっとまた同じ繰り返しになりますが、そういった認識でございます。

その上で条例の制定につきましては、小規模事業者振興の理念や方向性を町として、まず明確にし、町、事業者、商工会、地域社会がそれぞれ役割を共有しながら、地域全体で支えていく仕組みを整理するという、やっぱり意義があるというもので、条例化については、承知をしておりますし、条例化することは、それほど議員の皆様が同意を頂ければ難しくないというふうには思っております。

そういう中ではございますが、本町といたしましてもこれまでの取組を踏まえながら、条例の制定については、まずは商工会や関係団体の意見を伺い、検討を進めていきたいということで、本日の答弁は御容赦を頂ければというふうに思います。

次に方向性を示す時期について、でございます。

条例の制定につきましては、本町の産業構造や事業者の実情を踏まえた実効性のある内容とすることが重要であるというふうに考えております。

したがって関係団体との意見交換を行いながら、整理を進めていくというのがいいのではないかというふうに感じております。

またその上でございますが、条例制定の可否を含めた町としての

方向性については、検討状況を踏まえ、できるだけ早い段階で整理をしてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、小規模事業者の皆様が地域の中で安心して事業を継続できる環境を整えることが、地域経済を守る上で最も重要であるというふうに考えておりますので、今後とも御指摘、また御意見を頂ければというふうに思うところでございます。以上で答弁を終わります。

○議長

3回目の質問ありますか。はい。中島和正議員。

○中島和正議員

こちらの条例制定につきましては、執行部のほうも商工会の皆さんと町政懇談会、また、今般、問題提起をさせていただききっかけとなりましたのは、町長答弁の中にありました総務建設産業常任委員会と、商工会役員の皆様事務局を交えた、商工会の皆さんとの意見交換の中で、強く望まれたことでございました。

町長も先ほど最後に答弁頂きましたように、しっかり関係機関と協議をしていただいて、どのような形が1番現実的に影響を受ける商工事業者の方たちにとって、よりよい条例となるのかというものを、執行部、そしてさらには議会もともに、この条例制定に向けて力を尽くしてまいりたいというふうに考えておりますので、かなり時間は残っておりますけども、両問題につきましては、執行部、前向きな答弁を得たというふうに確信をいたしてお

りますので、以上をもちまして私の一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

以上で13番、中嶋一正議員の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会したいと思います。

御異議ありませんか。

異議なし

御異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会します。

次回は3月19日午前9時30分をお願いいたします。

お疲れさまでございました。

延会 15時 08分